

令和 **7** 年度

令和7年4月1日～令和8年3月31日

私たちの活動をご理解いただくために

DISCLOSURE

ディスクロージャー誌

JA
石川かほく

目 次

ごあいさつ	1	⑤ デリバティブ取引、金融等デリバ ティブ取引、有価証券関連店頭デリ バティブ取引	42
1. 経営理念・経営方針	2	(5) 預かり資産の状況	
2. 経営管理体制	2	① 投資信託残高（ファンドラップ含む）	42
3. 社会的責任と貢献活動	3	② 残高有り投資信託口座数	42
4. 事業の概況（令和7年度）	6	2. 共済取扱実績	
5. リスク管理の状況	11	(1) 長期共済保有高	43
6. 事業のご案内	15	(2) 医療系共済の共済金額保有高	43
【経営資料】		(3) 介護系その他の共済の共済金額 保有高	43
I 決算の状況		(4) 年金共済の年金保有高	44
1. 貸借対照表	16	(5) 短期共済新契約高	44
2. 損益計算書	18	3. その他事業の実績	
3. キャッシュ・フロー計算書	20	(1) 購買品取扱高	45
4. 注 記 表	22	(2) 受託販売品取扱高	45
5. 剰余金処分計算書	30	(3) 保管事業取扱実績	45
6. 部門別損益計算書	31	(4) 利用事業取扱実績	45
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	33	(5) 介護事業取扱実績	45
8. 会計監査人の監査	33	(6) 指導事業の収支内訳	45
II 損益の状況		IV 経営諸指標	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	33	1. 利 益 率	46
2. 利益総括表	34	2. 貯貸率・貯証率	46
3. 資金運用収支の内訳	34	V 自己資本の充実の状況	
4. 受取・支払利息の増減額	34	1. 自己資本の状況	47
III 事業の概況		2. 自己資本の構成に関する事項	48
1. 信用事業		3. 自己資本の充実度に関する事項	50
(1) 貯 金		4. 信用リスクに関する事項	52
① 種類別貯金平均残高	35	5. 信用リスク削減手法に関する事項	60
② 定期貯金残高	35	6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	62
(2) 貸 出 金		7. 証券化エクスポージャーに関する事項	62
① 種類別貸出金平均残高	35	8. CVAリスクに関する事項	62
② 貸出金利条件別内訳残高	35	9. マーケット・リスクに関する事項	62
③ 貸出金担保別内訳残高	36	10. オペレーショナル・リスクに関する事項	63
④ 債務保証見返額担保別内訳残高	36	11. 出資等または株式等エクスポージャー に関する事項	63
⑤ 貸出金使途別内訳残高	36	12. リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャーに関する事項	65
⑥ 貸出金業種別残高	37	13. 金利リスクに関する事項	65
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	37	【JAの概要】	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び 金融再生法開示債権区分に基づく 債権の保全状況	38	1. 機 構 図	67
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る 貸出金のリスク管理債権の状況	38	2. 役 員	68
⑩ 貸倒引当金内訳	40	3. 組合員数	68
⑪ 貸出金償却額	40	4. 組合員組織の状況	68
(3) 内国為替取扱実績	40	5. 地 区	69
(4) 有価証券		6. 沿革・歩み	70
① 保有有価証券平均残高	40	7. 店舗等のご案内	70
② 保有有価証券残存期間別残高	41		
③ 有価証券の時価情報	41		
④ 金銭の信託の時価情報	42		

※ 信用事業を行う農業協同組合は農業協同組合法第54条の3の規定により、事業年度ごとに信用事業及び信用事業に係る財産の状況に関する事項を記載したディスクロージャー誌を作成し、当JAの信用事業を行う全事務所に備え置き、公衆の縦覧に供することが義務づけられています。

昨今の金融機関を巡る相次ぐ不祥事件が発生する中、金融機関にはこれまで以上に「透明性」「健全性」が求められています。ディスクロージャー誌は組合員並びに地域の皆さまが安心して当JAを利用していただけよう、当組合の経営方針、社会的責任及び経営内容を明らかにするものです。

ごあいさつ



代表理事組合長 西 川 一 郎

組合員並びに地域の皆さまにおかれましては、日頃からＪＡ石川かほくをお引き立ていただきまして、心から感謝申し上げます。

皆さま方に当ＪＡに対するご理解をより一層深め、安心してご利用いただきたく、令和７年度の事業活動を中心に本ディスクロージャー誌を作成いたしましたのでご高覧いただければ幸いに存じます。

令和７年度においては、第９次中期３ヵ年計画、自己改革工程表の実践を軸に、「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」、「地域の活性化」の実現に向け、取り組んでまいりました。

しかしながら、原材料価格の上昇によるコストの増大や金利上昇等により、当ＪＡの資産運用および収益環境は一層厳しさを増しております。その結果、調達コストの増大や有価証券運用の収益悪化が経営に大きな影響を与えることとなり、事業損失は３億５,７１７万円、経常損失では３億１,２４３万円となり、当期損失金は４億１,３５６万円となりました。

このほか、財務の健全性の指標である自己資本比率は、ＪＡバンクの自主ルール基準の８％はもとより、全国平均や県平均を上回る２５.６３％となっております。

これもひとえに皆さまのご理解とご協力の賜物です。

私どもは、ＪＡの果たすべき使命と社会的責任を自覚し、コンプライアンス（法令等遵守）の一層の徹底を図りながら、皆さまから信頼されるＪＡを目指してまいりますので、これからもご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

令和８年７月

1. 経営理念・経営方針

令和8年度の日本経済は、世界的な経済情勢の不安定化や物価高騰の影響を受け、依然として先行き不透明な状況が続いています。長らく続いた低金利時代から脱却し、約30年ぶりに金利が上昇したものの、長引くエネルギー価格や原材料価格の上昇によるコストの増大と、円安の影響を受けた輸入品をはじめとする物価高や賃上げが、家計や中小企業の経営に大きな影響を与えています。また、頻発する異常気象・自然災害や脱炭素問題等への対応が求められるなど、厳しい状況が続いています。

農業情勢に目を向けますと、生産現場では全国的に高齢化と担い手不足が深刻化し、耕作放棄地の増加が懸念されています。当JA管内の農業においても、担い手・労働力の確保が喫緊の課題であるとともに、近年続いている高温等の異常気象による農作物の品質や収穫量の低下に加え、資材や肥料、飼料価格の高騰が農業経営を圧迫し続けており、これまで以上に困難な局面を迎えています

JAグループではこれまで以上に食料安全保障の確保への取り組みが求められています。国産農畜産物の安定供給や国消国産・地産地消運動の拡大のほか、農業生産現場におけるスマート農業技術の導入による効率化やデジタル技術の活用のほか農作物の高付加価値化など、産地の維持安定と持続可能な地域農業の実現を目指すとともに、食と農を支える不可欠な組織としての役割を発揮していく必要があります。

このような中、JA石川かほくは、本年度策定いたしました第10次中期3ヵ年計画のもと、食と農を基軸とした「持続可能な地域農業づくり」、総合事業体の特性を生かした「協同による地域づくり」、健全で持続可能な「魅力あるJAづくり」を目指してまいります。役職員一人一人が課題意識を共有するとともに、継続的な組合員との対話によるJA運営でさらなる自己改革を実践し、将来にわたり農業・地域を支える協同組合、組合員・利用者・地域住民から真に必要とされる地域に根ざした協同組合を目指し、役職員一丸となって取り組んでまいります。

基本事項

1. 担い手経営体が支える地域農業の再編
2. 地域に根差した「JAづくり」の実践
3. 持続可能なJA経営基盤の確立

2. 経営管理体制

◇経営執行体制

〔理事会制度〕

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年農業者や女性の登用を行っています。

また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

3. 社会的責任と貢献活動

(1) 農業振興活動

◇農業関係の持続的な取り組み

① 農地フル活用による生産振興と販売力の強化

ア. J A直売所を拠点とした生産拡大

直売所を通じて、多様な担い手が農業生産に積極的に取り組めるよう、生産者による組織化の展開や、栽培講習会の定期的開催など、生産拡大に向けた取り組み支援を行っています。

② 付加価値の増大と新たな需要開拓

ア. 農畜産物の全国ブランド化

独自の農畜産物について、品質・収量の安定を図り、全国ブランドを確立できるように取り組んでいます。

③ 生産コスト低減への取り組み強化

ア. 新たな栽培技術によるトータル生産コストの引き下げ

物財費や労働費を含めた低コスト生産技術や増収技術の確立・普及について、年次別に目標設定・実践していくことによりトータル生産コストの低減に取り組んでいます。

④ 担い手経営体のニーズに応える個別対応

ア. 担い手経営体に出向く体制の整備・充実

T A C活動の強化により、担い手経営体に出向く体制を整備・充実するとともに、T A C活動によって得られた情報をJ A役職員、関係部門間で共有しています。

⑤ 多様な担い手の育成と農業経営安定化の実現

ア. 新規就農者に対する支援強化

青年層のみならず定年帰農者、女性層等、幅広く新規就農者の育成と確保を図ることとし、農業に必要な栽培技術や専門知識の習得、機械の取得や施設整備、農地の確保等に関する支援や新規就農情報の発信など、関係機関との強化を進めています。

イ. 地域農業の再編

J A石川かほく集落営農組織連絡協議会の活動により、各集落営農組織の情報・経営ノウハウの相互交流を図り、集落営農組織の活性化に取り組んでいます。また、J A石川かほく地域農業推進大会を開催し、地域農業の振興と情報共有に取り組んでいます。

◇地域密着型金融への取り組み

① 農山漁村等地域の活性化のための融資をはじめとする支援

当J Aは、地域における農業者との結び付きを強化し、地域を活性化するため、次の取り組みを行っています。

ア. 農業融資商品の適切な提供・開発

各種プロパー農業資金を提供するとともに、農業近代化資金等の取り扱いを通じて、農業者の農業経営と生活をサポートしています。

令和8年3月末時点において、農業関係資金残高798百万円を取り扱っています。

(注) 農業関係の貸出金とは、農業者及び農業関連団体等に対する貸出金であり、農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

(注) 営農類型別や資金種類別の農業資金、及び農業資金の受託貸付金の取扱状況についてはP37の主要な農業関係の貸出金残高をご覧ください。

イ. 担い手のニーズに応えるための体制整備

当J Aは、地域の農業者との関係を強化・振興するための体制整備に取り組んでいます。農業融資担当者が、営農・経済担当者がお聞きした情報も含めて把握し、農業融資に関する訪問・資金提案活動を実施しています。

ウ. 事業間連携の強化

農業者の多様なニーズに対し信用・営農経済部門の担当者、関係機関にて合同会議の開催や農業者への同行訪問等により、両者の情報共有等を行い、これまで以上に内部の連携を強化しています。

【具体的取組】

1) 農業資金研修の開催

担い手担当、営農・経済担当者向けの農業資金研修を開催しています。

エ. 6次産業化に向けた農商工連携の推進

当ＪＡでは、農業6次産業化に向けた農商工連携に取り組んでいます。

② 担い手の経営のライフサイクルに応じた支援

当ＪＡは、担い手をサポートするため、ライフサイクルに応じて次の取り組みを行っています。

ア. 新規就農者の支援

新規就農者の経営と生活をサポートするため、就農支援資金を取り扱っています。

③ 経営の将来性を見極める融資手法を始め、担い手に適した資金供給手法の提供

当ＪＡでは、担い手の経営実態やニーズに適した資金の提供に努めています。

ア. 負債整理資金による軽減支援

農業者の債務償還負担を軽減し、経営再建を支援するため、負債整理資金を取り扱っています。

(2) 地域貢献活動

当ＪＡは、地域に密着し、地域になくてはならないＪＡとしてあり続けるため、組合員のメンバーシップを強化し、組合員の必要とする総合サービスを提供するとともに、地域協同活動を展開し、地域に根ざした「ＪＡづくり」に取り組んでいます。

- ① 組合員・地域住民の「思い」や「ニーズ」を把握するため、組合員訪問や支店別座談会を行っています。
- ② 地域農業と協同組合の理解を深めるため、広報誌や支店だよりの配布等により情報を発信しています。
- ③ 事業活動と協同活動の最前線である支店を拠点として「1支店1協同活動」に取り組み、「食」と「農」に基づいた協同活動を推進しています。
- ④ 総合ポイント制度を活用することで、地元産農産物の購入をさらに拡大しています。
- ⑤ 女性の活躍の場の創造とＪＡ運営への参画・参加を促進しています。
- ⑥ 確実に進んでいる高齢化社会において、「お年寄りと家族が安心して暮らせる」地域社会を目指し、ホームヘルプサービス、デイサービス等、福祉活動に取り組んでいます。
- ⑦ 農産物直売所「そくさいかん」のイベントを通じ、食への理解とおいしく安全な食料をＰＲするとともに、その安定供給に努めています。
- ⑧ 年金友の会をはじめ各種友の会を結成し、地域の方々の交流と健康増進のお手伝いをしています。
- ⑨ ＪＡ石川かほくイメージキャラクター「ほくの里」を通じ、管内農産物や6次産業化商品等のＰＲを行うなど、地域ＪＡの理解促進に取り組んでいます。
- ⑩ 交通安全を誓い各支店、拠点への交通安全旗のリレーを行っています。
- ⑪ 地域ボランティア活動へ積極的に参加しています。

また、子供たちや消費者に対して食と農と地域の関わりや食の大切さ、食を支える農業やＪＡの役割について、理解促進を図っています。

- ◇ 米づくり体験農園の実施
- ◇ かほくくりなど農産物の定植、収穫体験
- ◇ 親子ミニトマト栽培講習会
- ◇ 管内産新米を使ったおにぎり作り
- ◇ 稲穂のお正月飾り手作り教室
- ◇ 学校給食への地元産野菜の提供

- ⑫ 内灘町にてＰＦＵブルーキャッツと連携した復興田植えを実施しています。
- ⑬ お客さま本位の業務運営に関する取組方針を制定しています。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当組合は、組合員、地域の皆さまのための金融機関として、地域の農業振興と農家のくらしの向上を金融面からご支援させて頂くとともに、地域社会の発展に貢献して一層の信頼をいただけるよう健全経営に努めております。

当組合では、この理念のもと、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、お客さまの安定的な資産形成と「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じて豊かで安心して暮らすことができる地域社会づくりに貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

※共済事業は当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、ＪＡ共済連）が共同で事業運営しております。

ＪＡ共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、ＪＡ共済連のホームページをご参照ください。

【原則 6（注 6、7）】

1. お客さまへの最適な商品提供

(1) 金融商品について

お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準・運用実績のほか、新商品の導入にあたっては、投資運用会社のプロダクトガバナンスの実効性を確保していることを確認したうえで、お客さまの選びやすさ等も踏まえたＪＡバンクセレクトファンドをご用意しております。お客さまの多様なニーズにお応えするため、投資運用会社へ金融商品購入者の情報を提供し、フィードバックの内容を踏まえ、業務改善に活かします。なお、当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。

【原則 2 本文および（注）、原則 3（注）、原則 6 本文および（注 2、3、6、7）、補充原則 1～5 本文および（注）】

(2) 共済仕組み・サービスについて

当組合はお客さまが生活や農業を取り巻く様々なリスクに対して、安心して備えられるよう最善の共済仕組み・サービスを提供します。なお、当組合では市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）は提供しておりません。

【原則 2 本文および（注）、原則 3（注）、原則 6 本文および（注 2、3）、補充原則 1～5 本文および（注）】

2. お客さま本位のご提案と情報提供

(1) 信用の事業活動

① お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせてライフプラン等のヒアリングを基に、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。

【原則 2 本文および（注）、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1～5）】

② お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について商品概要・手数料等が一覧で確認できる資料や重要情報シート等を用い分かりやすくご説明し、特に、ご高齢のお客さまに対しては、理解度を十分に確認のうえ慎重に対応いたします。

【原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1～5）】

③ お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、ＪＡバンクセレクトファンドマップ等により商品間の比較が容易となるよう丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

【原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1～5）】

(2) 共済の事業活動

- ① 共済商品についてご提案する際には、お客様のご意向を確認したうえで、社会保障制度等を踏まえたライフプラン等に基づく最適な共済商品をご提案いたします。なお、ご提案にあたっては適切な資料を用いてお客様の意向把握確認や重要事項（契約概要・注意喚起情報）説明を丁寧に行います。

【原則2本文および（注）、原則5本文および（注）、原則6本文および（注1～5）】

- ② ご高齢のお客様に対しては、共済仕組みについて丁寧に分かりやすく説明するとともに、ご契約時にご家族にご同席等でご提案させていただく等の対応をいたします。

【原則5本文および（注1～5）】

- ③ ご契約いただいている内容についての定期的な保障確認活動や未請求の共済金についての請求推奨活動等のアフターフォローを行います。また、各種手続き時においてはお客様に加入状況表等を活用し丁寧に手続きをご説明いたします。

【原則6本文および（注1）】

- ④ 共済のご加入にあたり共済掛金の他にお客様にご負担いただく手数料はございません。

【原則4】

3. 利益相反の適切な管理

お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、金融商品の販売・推奨や共済仕組みの提案・契約等においてお客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

【原則3本文および（注）】

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材育成と態勢の構築

- (1) お客さまの多様な資産運用等のニーズに応えるための高度な専門性を有し誠実・公正に対応を行うことができる人材を育成するため、研修会の実施、資格取得に取組み、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

【原則2本文および（注）、原則6（注5）、原則7本文および（注）】

- (2) 当組合はお客様からいただいた「声（お問い合わせ・ご相談。ご要望、苦情など）」を誠実に受け止め、業務改善に努めます。

【原則2本文および（注）】

（※）上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2024年9月改訂）との対応を示しています。

4. 事業の概況（令和7年度）

(1) 事業の概況

令和7年度の日本経済は、長年続いたデフレ経済からの脱却を目指す重要な転換点となりました。日本銀行による金融政策の正常化に伴い金利上昇局面が定着し、企業や家計にとって金利負担という新たな制約が加わりました。また、円安基調の影響による輸入物価の高止まりは、依然として国内の消費活動や企業収益を圧迫しています。

農業情勢においては、改正食料・農業・農村基本法の施行により、食料安全保障の強化が国家の最重要課題として位置づけられました。しかし現場では、肥料、飼料、燃料といった主要な生産資材価格が国際情勢の影響を受けて高止まりし、農家経営を厳しく圧迫し続けました。

特に米穀情勢においては、前年度の猛暑やインバウンド需要の回復に起因した深刻な米不足と価格急騰

という市場の混乱を経て、令和7年産米は需給バランスの適正化が強く求められる一年となりました。管内においても、田植え期の低温、夏の記録的な猛暑、収穫期の突発的な集中豪雨など、気候の変動に大きな影響を受けました。

これに伴い、集荷量および品質確保のハードルは極めて高く、高温障害による品質低下や、カメムシ類等の食害による斑点米の発生が収益性を大きく削りました。担い手不足や高齢化が加速する中、高品質な主食を守り抜く体制の維持が、当ＪＡにとってもかつてないほど深刻な課題として浮き彫りとなりました。

これらを踏まえ、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」のさらなる実現に向けて一層の取り組みを強化し、地域農業の持続と組合員の経営安定を最優先に、持続可能な経営基盤の確立・強化を図ってまいります。

なお、主要事業の経過・実績の概要は次のとおりです。

指導・営農販売事業では、恒常化している夏の高温等気象変動に対応した産地づくりを目指し、高温耐性品種の導入や栽培技術の普及に注力しました。また、深刻な担い手不足に対し、無料職業紹介所を通じた労働力確保や、スマート農業機械の導入支援を強化し、ＴＡＣ（農家担当者）を中心とした個別訪問活動を核として、組合員の営農課題を把握し解決策を提案など、現場の生産性維持とコスト低減に向けた技術的サポートを継続しました。

基幹作物である水稻では、土づくり資材の散布・適期収穫の徹底を呼びかけ、品質低下の抑制に努めました。令和7年産米については、引き続き「かほく米トータルコスト低減運動」を展開するとともに、需要に応じた米生産として「ひやくまん穀」の作付けを推進し、単収・単価の増加を図りました。

しかしながら、田植期の低温やガス湧きによる活着不良に加え、6月下旬からの高温、7月の渇水、8月の集中豪雨など、極めて厳しい気象条件に見舞われました。集荷量は前年比減の74,841俵となり、品質面でも着色粒や胴割粒の影響で、一等米比率は、コシヒカリ80.1%、ゆめみづほ78.8%、ひやくまん穀90.3%となりました。米穀取扱高は25億3,929万円（前年対比147.4%）となりました。

青果物については、管内の特産品であるスイカ、デラウェア、ルビーロマン等の販売では、市場動向を的確に捉えた出荷調整と付加価値向上を図りました。特にスイカは新規就農者の参入で面積が増え、出荷玉数33,000玉を超え、単価については過去最高単価となりました。ルビーロマンについても出荷房数が過去最高の10,000房を超えデラウェアとともに出荷量を伸ばしており、高温年でも対応可能な産地としての強さを見せています。葉菜類では高温障害が見られましたが、全体としては生産努力により販売量を伸ばしました。しかしながら「かほっくり」、「砂丘内灘らっきょう」は担い手不足の中、豪雨・地震の被災により、作付面積が減少するなど、当ＪＡの特産物維持への課題となっています。

青果物販売高は3億3,856万円（前年対比102.6%）となりました。

畜産については、飼料コストの高止まりに加え、夏の高温が生乳量や養豚の生育に悪影響を及ぼしました。一方で、子牛販売についてはコロナ禍前の水準まで回復基調にあります。畜産物取扱高は16億2,999万円（前年対比93.1%）となり、販売取扱高合計では45億785万円（前年対比118.0%）となりました。

購買事業では、生産資材価格の高騰が続く中、組合員の所得向上に向けたコスト低減策を推進しました。資材の予約配送の効率化や部会単位での取りまとめを通じて、ニーズに即した安全で安価な資材の安定供給に努めました。ＪＡグリーンかほくでは、ＳＮＳを活用した集客や栽培計画の立案により、直売所への安定的な出荷体制を整備しました。また、朝市や惣菜販売などのイベントを通じて地域交流を深め、地産地消を推進しました。農機センターでは、ＩＣＴや省力化技術の提案に加え、安全講習や無料点検を実施し、効率的で安全な営農環境の構築を支援しました。各経済拠点においても専門性を活かしたアフターサービスの向上を図るなど、組合員や地域住民から信頼される店舗づくりに注力し、農業経営のサ

ポートと地域活性化に貢献しました。今後も変化する農業環境に柔軟に対応し、組合員の期待に応える事業運営を継続してまいります。

生産資材の取扱高は20億7,762万円（前年対比107.1%）となり、生活物資の取扱高は4億5,345万円（前年対比136.8%）、取扱高合計で25億3,108万円（前年対比111.4%）となりました。

信用事業では、金利上昇局面において、当JAの資産運用および収益環境は一層厳しさを増しており、調達コストの増大や有価証券運用への影響が経営に影を落としています。経営の健全性を維持し、地域金融機関として、組合員の生活の安定を支えるための柔軟な対応や、将来を見据えた収支確保のためへの対応が強く求められます。

一方、ネットバンクやキャッシュレス決済などデジタルチャネルへの移行が進む中、営業店システム、貸出金システムにより、新たなビジネスに対応できる環境づくりへの取り組みを進めています。

このような事業環境の中、ローン営業センターの営業力、営農指導部門との連携による担い手対応力を強化し、農業資金の維持・向上や利用者ニーズに対応できる信頼性のある商品の提案など、信頼され親しまれる事業の展開を図りました。

貯金残高は皆様のご利用により856億3,900万円（前年対比98.8%）となり、貸出金においては、農業関連資金、自動車ローン等の新規実行額が順調に推移し、貸出金残高は138億9,439万円（前年対比102.1%）となりました。

共済事業では、組合員の生活基盤を支えるセーフティネットとして、組合員・利用者一人ひとりに寄り添った安心と満足を提供するため、「3Q活動（寄り添う活動）」を展開しました。自然災害リスクの高まりに対し、共済保障の重要性を改めて周知しました。万一の災害時には、迅速な共済金の支払いや被災組合員への細やかな対応を最優先事項とし、情報提供と相談機能を図り、寄り添う活動を続けています。

短期共済では、支店窓口（スマイルサポーター）の育成を図り、窓口での相談・共済金の請求の対応など、より質の高いサービスの提供に努めました。

一方、不祥事の再発防止と職員の倫理観向上を目的とした研修を全職員に対して継続的に実施し、組織としての信頼回復に努めているところです。

この結果、新契約、保有高については、以下の通りとなりました。

〈新契約高等〉

満期（終身）共済金額合計	34億8,965万円
保障共済金額合計	122億3,160万円
新規共済契約者数（長期共済および自動車共済合計）	318人
新規被共済者数 生命総合共済（年金共済を除く）	131人
年金共済	20人

〈保有高等〉

満期（終身）共済金額合計	556億3,248万円（前年対比97.7%）
保障共済金額合計	2,520億4,601万円（前年対比97.9%）
医療系共済 入院共済金額合計	3,642万円（前年対比87.3%）
治療共済金額合計	8億 752万円（前年対比118.2%）
認知症共済 認知症共済金額合計	3億4,480万円（前年対比91.6%）
介護系共済 介護共済金額合計	42億6,513万円（前年対比111.9%）
生活障害共済 生活障害共済金額	17億2,040万円（前年対比95.5%）
生活障害年金金額	8,980万円（前年対比85.5%）
特定重度疾病共済 共済金額	6億5,910万円（前年対比91.3%）
年金共済 年金年額合計	22億 458万円（前年対比98.5%）

自動車共済 共済掛金合計	4億5,251万円（前年対比105.4%）
共済契約者数（長期共済および自動車共済合計）	18,822人
被共済者数 生命総合共済（年金共済を除く）	13,303人
年金共済	3,639人

このような事業概況のもと、事業総利益は、8億3,216万円（前年対比63.5%）となりました。

一方、事業管理費は11億8,934万円（前年対比95.9%）の実績となりました。

その結果、事業総利益から事業管理費を引いた事業損失は、3億5,717万円、事業外損益および特別損益を加え、法人税等を引いた当期損失金は4億1,356万円となり、当期首繰越剰余金、目的積立金の取り崩しにより、当期末処分剰余金は3億4,731万円となりました。

(2) 業務の適正を確保するための体制

当組合では、法令遵守等の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

今年度の運用状況の概要は、各項目下段に、「運用状況について」と記載のあるとおりです。

内部統制システム基本方針

組合員・利用者に安心して組合をご利用いただくために、法令遵守等のコンプライアンス態勢を構築し、持続可能な経営基盤を確立する。それらを実現するために必要な内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めるものとする。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- (2) 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- (3) 内部監査部署を設置し、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。内部監査の結果、改善要請を受けた部署については、速やかに必要な対策を講じる。
- (4) 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- (5) 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度を活用し、法令違反等の未然防止に努める。
- (6) 監事監査、内部監査、会計監査人が適正な監査を行えるよう、三者が密接に連絡できる体制を整備する。
- (7) 業務上知り得た当組合及び子会社等の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

(運用状況について)

JAの地域特性・組合員ニーズ等に応じて独自の経営理念を定め、中期計画等に反映して役職員に周知徹底し実行している。

コンプライアンス基本方針及びコンプライアンスプログラムを定め、研修会の開催や自店検査、人事ローテーション、職場離脱等の諸制度を適切に実施している。

内部監査に実施により業務運営にかかる問題点が把握され、その改善取組みについての的確な進捗管理により実践している。

また、役員による重要性の理解と陣頭指揮のもと、現業部署・リスク管理部署・内部監査部署が連携して反社会的勢力排除や金融犯罪防止にあたっている。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- (2) 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
- (3) サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対応を実施する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- (2) 組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

(運用状況について)

リスク管理基本方針を策定し、組合をとりまくリスクの把握に努めるとともに理事会で定期的に協議・検討を行っている。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- (2) 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

(運用状況について)

中期経営計画及び事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握している。人材育成指針を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいる。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するために必要な体制を整備する。
- (2) 監事と定期的な協議を実施し、十分な意思疎通をはかる。
- (3) 内部監査担当部署に対して監事と十分な連携を行うよう指示する。

(運用状況について)

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っている。内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援している。

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- (1) 各業務が適正かつ効率的に執行されるよう、規程やマニュアル、業務フロー等の業務処理に係る内部統制を整備する。
- (2) 業務処理に係る内部統制が運用されるよう、定期的な検証と是正を行う。
- (3) 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- (4) 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

(運用状況について)

各業務について統一的な事務手続きを定めることにより内部統制を整備し、職員への研修の実施や内部監査・本店検査の実施によりそれらの定着及び高度化を図っている。子会社管理規程を制定し、子会社における内部統制構築・運用の支援やリスクの把握に努めている。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- (1) 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- (2) 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- (3) 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- (4) 「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任」をディスクロージャー誌に記載して表明する。

(運用状況について)

経理規程を定め、適切な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めており、会計処理にあたっては業務システムと連携した会計システムが構築されている。

財務情報の開示にあたり、決算業務にかかる体制を整備するとともに、内部監査等により財務諸表等の正確性を維持する仕組みが構築されている。

5. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理態勢と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に貸出２次審査部署を設置し各支店と連携を図りながら与信審査を行っています。審査にあたっては取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクと

は、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用状況については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、内部規程・マニュアルなどを策定しています。

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題の一つとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

〔個人情報保護方針〕

当ＪＡでは組合員情報の保護管理を徹底するために、職員に対する周知及び保護管理状況の点検等を行い、組合員が安心してご利用いただけるように、組合員情報の保護管理に万全を期すよう取り組んでいます。

〔情報セキュリティ基本方針〕

当ＪＡでは情報資産保護の基本方針としてセキュリティポリシーを制定し、安全対策に万全を期しています。

〔金融商品の勧誘方針〕

当ＪＡは、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮の上、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断片的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇金融ＡＤＲ制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当ＪＡでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に

努め、苦情等の解決を図ります。

当ＪＡの苦情等受付窓口

- ・信用事業（電話：０７６－２８８－２３２３（午前９時～午後５時・金融機関の休業日を除く））
- ・共済事業（電話：０７６－２８８－３９１４（午前８時30分～午後５時30分・土日・祝日および12月29日～1月3日を除く））

② 紛争解決措置の内容

当ＪＡでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

金沢弁護士会紛争解決センター（電話：０７６－２２１－０２４２）

（信用事業の紛争解決措置利用にあたっては、①の窓口またはＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）にお申し出下さい。なお、金沢弁護士会紛争解決センターに直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。）

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：０３－５３６８－５７５７）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士保険ＡＤＲ

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

（各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧くださいか、①の窓口にお問い合わせ下さい。）

◇内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当ＪＡの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取組状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇金融円滑化体制

当ＪＡでは、平成21年12月金融円滑化法施行以来、金融円滑化にかかる基本的方針を定め、貸付条件変更申込があった取引先に対して、キャッシュフロー検証や対象中小企業等の業況・特性も踏まえた審査により、対応処理してきました。

金融円滑化法は平成25年3月末に期限を迎えましたが、今後もこの方針に基づき、お客様からのご相談等により一層丁寧な対応を心掛けてまいります。

6. 事業のご案内

(信用事業)

信用事業は、貯金・融資・為替決済などの金融サービスを提供することにより農業をはじめ地域社会の発展に貢献しています。この信用事業は、ＪＡ・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、ＪＡバンクとして大きな力を発揮しています。

1. 貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまや事業主のみなさまにもお気軽にご利用いただけるよう貯金の種類として当座貯金・普通貯金・貯蓄貯金・定期貯金・定期積金などの各種貯金を目的・期間にあわせてご利用いただいております。

2. 融資業務

組合員への融資を始め、地域のみなさまの暮らしや、事業に必要な資金をご融資しています。

また、地方公共団体・農業関連産業などへも融資し、地域経済の発展に貢献しています。さらに、(株)日本政策金融公庫（旧農林公庫）等の融資の申し込みのお取り次ぎもしています。

3. 為替決済業務

全国のＪＡをはじめ、すべての民間金融機関とオンライン提携し、送金・振込・代金取立等の内国為替業務を行っております。

貯金ネットサービスは都銀・地銀をはじめとする民間金融機関とＣＤオンライン提携しており全国の金融機関のＣＤ・ＡＴＭ利用が可能となっております。

また、給与・年金等口座振替業務についてもお取り扱いしております。

4. 国債の窓口販売業務

長期利付国債および割引国債の窓口販売業務を行っております。

(共済事業)

ＪＡ共済は、ＪＡが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

ＪＡ共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

長期共済 終身共済、定期生命共済、養老生命共済、こども共済、医療共済、がん共済、
定期医療共済、介護共済、認知症共済、年金共済、建物更生共済、生活障害共済、
特定重度疾病共済

短期共済 火災共済、自動車共済、傷害共済、定額定期生命共済、賠償責任共済、自賠責共済

(経済事業)

ＪＡは信用・共済事業の他に、農業から生活までに関わるさまざまな事業を行っております。

1. 農業に関わる事業

ＪＡは肥料や農薬等の生産資材の販売、米や野菜などの農産物の生産・販売、育苗センター・ライスセンター・カントリーエレベーター・選果場等の農業関連施設の利用事業、営農指導・相談を行っております。

2. 生活に関わる事業

ＪＡは日用品・プロパンガス・ガソリン・車など生活に関わる用品を販売しています。また、生活福祉事業（高齢者福祉事業・健康管理活動・生きがづくり活動）を行っております。

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

資 産		
科 目	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
(資 産 の 部)		
1. 信用事業資産	88,748,589	87,057,603
(1) 現 金	302,760	272,593
(2) 預 金	65,782,925	63,592,684
系統預金	60,778,445	58,588,834
系統外預金	5,004,480	5,003,850
(3) 有価証券	8,973,560	9,085,000
(4) 貸 出 金	13,606,616	13,894,399
(5) その他の信用事業資産	109,402	234,042
未収収益	76,055	143,410
その他の資産	33,346	90,632
(6) 貸倒引当金	▲ 26,676	▲ 21,116
2. 共済事業資産	9,348	9,410
(1) その他の共済事業資産	9,348	9,410
3. 経済事業資産	686,590	883,191
(1) 経済事業未収金	439,725	481,401
(2) 経済受託債権	53,117	81,414
(3) 棚卸資産	183,422	299,671
購 買 品	148,912	256,526
その他の棚卸資産	34,509	43,145
(4) その他の経済事業資産	16,421	21,559
(5) 貸倒引当金	▲ 6,097	▲ 856
4. 雑 資 産	146,838	135,369
5. 固定資産	2,157,862	2,050,049
(1) 有形固定資産	2,154,847	2,047,405
建 物	3,081,525	3,088,108
機械装置	1,027,736	1,019,721
土 地	990,578	976,004
その他の有形固定資産	517,851	527,282
減価償却累計額	▲ 3,462,845	▲ 3,563,711
(2) 無形固定資産	3,014	2,644
その他の無形固定資産	3,014	2,644
6. 外部出資	3,750,396	3,725,499
(1) 外部出資	3,750,396	3,725,499
系統出資	3,563,862	3,563,862
系統外出資	137,534	137,534
子会社等出資	49,000	24,103
7. 繰延税金資産	20,632	18,595
資 産 の 部 合 計	95,520,257	93,879,720

(単位：千円)

負債及び純資産		
科 目	令和6年度	令和7年度
(負債の部)		
1. 信用事業負債	87,202,627	86,083,849
(1) 貯 金	86,705,014	85,639,003
(2) 借 入 金	168,208	163,276
(3) その他の信用事業負債	329,405	281,569
未払費用	23,563	57,337
その他の負債	305,841	224,232
2. 共済事業負債	511,336	502,779
(1) 共済資金	288,966	282,741
(2) 未経過共済付加収入	219,712	217,493
(3) 共済未払費用	2,538	1,681
(4) その他の共済事業負債	118	862
3. 経済事業負債	420,922	504,658
(1) 経済事業未払金	241,842	300,099
(2) 経済受託債務	147,657	171,892
(3) その他の経済事業負債	31,422	32,667
4. 雑 負 債	212,373	234,322
(1) 未払法人税等	10,113	55,040
(2) 資産除去債務	28,500	28,500
(3) その他の負債	173,759	150,781
5. 諸引当金	92,189	76,515
(1) 賞与引当金	39,545	37,855
(2) 退職給付引当金	21,181	10,145
(3) 役員退職慰労引当金	27,474	24,135
(4) ポイント引当金	3,987	4,378
負債の部合計	88,439,449	87,402,125
(純資産の部)		
1. 組合員資本	8,293,083	7,830,323
(1) 出 資 金	2,117,305	2,095,475
(2) 利益剰余金	6,201,753	5,743,458
利益準備金	3,104,479	3,144,479
その他利益剰余金	3,097,274	2,598,978
任意積立金	2,789,755	2,251,668
リスク管理積立金	968,019	400,461
農業経営基盤積立金	403,795	423,795
施設整備積立金	752,425	762,425
税効果積立金	19,124	18,595
特別積立金	646,391	646,391
当期末処分剰余金(▲損失金)	307,519	347,309
(うち当期末剰余金(▲損失金))	(74,751)	(▲ 413,560)
(3) 処分未済持分	▲ 25,975	▲ 8,610
2. 評価・換算差額等	▲ 1,212,276	▲ 1,352,728
(1) その他有価証券評価差額金	▲ 1,212,276	▲ 1,352,728
純資産の部合計	7,080,807	6,477,594
負債及び純資産の部合計	95,520,257	93,879,720

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
1. 事業総利益	1,311,049	832,166
事業収益	3,611,355	3,902,147
事業費用	2,300,306	3,069,980
（1）信用事業収益	579,630	678,886
資金運用収益	524,985	632,255
（うち預金利息）	(284,550)	(413,730)
（うち有価証券利息）	(92,463)	(103,238)
（うち貸出金利息）	(111,124)	(115,190)
（うちその他受入利息）	(36,848)	(97)
役務取引等収益	31,914	29,778
その他経常収益	22,730	16,852
（2）信用事業費用	178,902	784,046
資金調達費用	35,070	87,785
（うち貯金利息）	(31,714)	(84,160)
（うち給付補填備金繰入）	(853)	(941)
（うち借入金利息）	(172)	(231)
（うちその他支払利息）	(2,330)	(2,451)
役務取引等費用	5,797	5,749
その他事業直接費用	42,130	591,013
その他経常費用	95,903	99,498
（うち貸倒引当金戻入益）	(▲ 3,428)	(▲ 5,560)
信用事業総利益	400,728	▲ 105,160
（3）共済事業収益	543,470	525,016
共済付加収入	509,627	487,332
その他の収益	33,843	37,683
（4）共済事業費用	31,188	31,485
共済推進費	7,127	7,374
共済保全費	6,454	6,443
その他の費用	17,606	17,667
（うち貸倒引当金戻入益）	(▲ 0)	(－)
共済事業総利益	512,281	493,530
（5）購買事業収益	2,157,618	2,349,474
購買品供給高	2,060,987	2,256,661
購買手数料	15,157	20,900
修理サービス料	42,796	42,751
その他の収益	38,677	29,160
（6）購買事業費用	1,883,091	2,041,243
購買品供給原価	1,736,201	1,887,812
購買供給費	39,809	45,101
その他の費用	107,079	108,328
（うち貸倒引当金戻入益）	(▲ 2,917)	(▲ 5,241)
購買事業総利益	274,527	308,231
（7）販売事業収益	110,920	106,097
販売手数料	70,904	69,627
その他の収益	40,015	36,469
（8）販売事業費用	23,033	27,728
その他の費用	23,033	27,728
（うち貸倒引当金繰入額）	(－)	(1)
（うち貸倒引当金戻入益）	(▲ 1)	(－)
販売事業総利益	87,886	78,368

(単位：千円)

科 目	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
(9) 保管事業収益	12,283	11,566
(10) 保管事業費用	10,493	8,173
保管事業総利益	1,790	3,393
(11) 利用事業収益	219,192	243,044
(12) 利用事業費用	177,342	192,694
利用事業総利益	41,849	50,350
(13) その他事業収益	76,012	83,700
(14) その他事業費用	45,924	50,917
その他事業総利益	30,087	32,783
(15) 指導事業収入	9,616	11,482
(16) 指導事業支出	47,718	40,813
指導事業収支差額	▲ 38,101	▲ 29,331
2. 事業管理費	1,240,584	1,189,342
(1) 人 件 費	915,964	876,757
(2) 業 務 費	80,885	78,382
(3) 諸税負担金	39,072	39,656
(4) 施 設 費	198,362	181,896
(5) その他費用	6,299	12,650
事業利益	70,464	▲ 357,175
3. 事業外収益	79,577	44,962
(1) 受取雑利息	456	351
(2) 受取出資配当金	63,357	25,840
(3) 賃 貸 料	4,960	5,919
(4) 償却債権取立益	121	121
(5) 雑 収 入	10,681	12,731
4. 事業外費用	229	220
(1) 寄 付 金	230	220
(2) 雑 損 失	▲ 0	0
(うち貸倒引当金繰入額)	(一)	(0)
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 0)	(一)
経常利益	149,812	▲ 312,433
5. 特別利益	13,185	52,383
(1) 固定資産処分益	552	2,549
(2) 災害関連利益	12,633	49,834
6. 特別損失	62,764	91,155
(1) 固定資産処分損	546	296
(2) 減損損失	8,729	16,543
(3) 子会社株式評価損	—	24,896
(4) 災害関連損失	53,489	49,420
税引前当期利益	100,233	▲ 351,205
法人税、住民税及び事業税	26,990	60,316
法人税等調整額	▲ 1,508	2,037
法人税等合計	25,481	62,354
当期剰余金	74,751	▲ 413,560
当期首繰越剰余金	181,908	151,275
リスク管理積立金取崩額	50,859	607,557
税効果積立金取崩額	—	2,037
当期末処分剰余金	307,519	347,309

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益（又は税引前当期損失）	100,233	▲ 351,205
減価償却費	138,993	124,967
減損損失	8,729	16,543
貸倒引当金の増減額（▲は減少）	▲ 6,346	▲ 10,801
賞与引当金の増減額（▲は減少）	559	▲ 1,690
退職給付引当金等の増減額（▲は減少）	11,087	▲ 11,035
その他引当金等の増減額（▲は減少）	3,633	▲ 2,947
信用事業資金運用収益	▲ 526,837	▲ 632,382
信用事業資金調達費用	35,070	87,785
受取雑利息及び受取出資配当金	▲ 63,813	▲ 26,191
有価証券関係損益（▲は益）	43,981	591,141
固定資産売却損益（▲は益）	▲ 5	▲ 2,253
（信用事業活動による資産及び負債の増減）		
貸出金の純増（▲）減	▲ 701,613	▲ 287,782
預金の純増（▲）減	1,300,000	2,200,000
貯金の純増減（▲）	▲ 575,029	▲ 1,066,010
信用事業借入金の純増減（▲）	23,661	▲ 4,932
その他信用事業資産の純増（▲）減	33,347	▲ 57,243
その他信用事業負債の純増減（▲）	81,000	▲ 81,916
（共済事業活動による資産及び負債の増減）		
共済資金の純増減（▲）	22,209	▲ 6,225
その他共済事業資産の純増（▲）減	▲ 2,896	▲ 61
その他共済事業負債の純増減（▲）	▲ 91	▲ 2,331
（経済事業活動による資産及び負債の増減）		
受取手形及び経済事業未収金の純増（▲）減	42,321	▲ 41,675
経済受託債権の純増（▲）減	▲ 8,490	▲ 28,297
棚卸資産の純増（▲）減	2,914	▲ 116,249
支払手形及び経済事業未払金の純増減（▲）	4,701	58,256
経済受託債務の純増減（▲）	28,782	24,234
その他経済事業資産の純増（▲）減	10,098	▲ 5,138
その他経済事業負債の純増減（▲）	4,758	1,244
（その他の資産及び負債の増減）		
その他資産の純増（▲）減	17,323	11,469
その他負債の純増減（▲）	18,184	▲ 18,691
未払または未収消費税の純増減(▲)	▲ 1,241	▲ 4,286

(単位：千円)

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
信用事業資金運用による収入	514,817	564,965
信用事業資金調達による支出	▲ 20,542	▲ 53,682
事業分量配当金の支払額	▲ 25,901	▲ 15,983
小 計	513,600	851,590
雑利息及び出資配当金の受取額	63,813	26,191
法人税等の支払額	▲ 34,314	▲ 15,390
事業活動によるキャッシュ・フロー	543,098	862,391
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	▲ 1,294,095	▲ 1,497,603
有価証券の売却等による収入	960,128	654,569
固定資産の取得による支出	▲ 88,886	▲ 72,310
固定資産の売却による収入	54,597	40,864
外部出資による支出	▲ 40	24,896
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 368,296	▲ 849,582
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	106,395	72,325
出資の払戻しによる支出	▲ 110,430	▲ 94,155
持分の取得による支出	▲ 25,975	▲ 8,610
持分の譲渡による収入	26,150	25,975
出資配当金の支払額	▲ 41,055	▲ 28,751
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 44,915	▲ 33,216
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	129,887	▲ 20,408
6 現金及び現金同等物の期首残高	242,799	372,686
7 現金及び現金同等物の期末残高	372,686	352,278

4. 注記表（令和7年度）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - ・子会社株式……………移動平均法による原価法
 - ・其他有価証券
 - イ. 時価のあるもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ロ. 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・購買品（生産資材・燃料等）……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・購買品（農機・自動車）……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・購買品（小売店舗品・部品等）……………売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・その他の棚卸資産……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
 - 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。
 - なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 - 建物 10年～50年、機械装置 7年～10年
- ② 無形固定資産
 - 定額法を採用しています。
 - なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 - 自組合利用のソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
 - 貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。
 - 正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
 - 破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
 - 実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。
 - すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、貸出2次審査部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査を受けております。
- ② 賞与引当金
 - 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当年度負担分を計上しています。
- ③ 退職給付引当金
 - 職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
 - なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ ポイント引当金

J Aポイントサービスに基づき組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービス提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。そのため、表中の合計が一致しないことがあります。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。

よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額
有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,839,011千円であり、その内訳は次のとおりです。
- | | |
|--------------|-------------|
| ① 建物 | 1,872,019千円 |
| ② 機械装置 | 700,602千円 |
| ③ 土地 | 97,486千円 |
| ④ その他の有形固定資産 | 168,902千円 |
- (2) 担保に供している資産
系統定期預金1,000,000千円を為替決済の担保に、系統外定期預金3,000千円を石川県収納代理業務の担保に供しています。差入保証金1,488千円をイオン営業保証金他の担保に供しています。
- (3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務
子会社等に対する金銭債権の総額 8,427千円
子会社等に対する金銭債務の総額 12,933千円
- (4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務
理事および監事に対する金銭債権の総額 3,775千円
理事および監事に対する金銭債務の総額 なし
- (5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計金額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は19千円、危険債権額は109,659千円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。
債権のうち、三月以上延滞債権額はあります。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
債権のうち、貸出条件緩和債権額はあります。
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は109,678千円です。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

3. 損益計算書に関する注記

- (1) 子会社等との取引高の総額
- | | |
|-------------------|----------|
| ① 子会社等との取引による収益総額 | 28,226千円 |
| うち事業取引高 | 27,269千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 957千円 |
| ② 子会社等との取引による費用総額 | 33,350千円 |
| うち事業取引高 | 33,167千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 183千円 |
- (2) 減損会計に関する注記
① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については各支店、経済拠点については各店舗、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については各固定資産をグルーピングの最少単位としています。
本店及び農業関連施設等の共同利用施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。
当年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類
宇ノ気給油所	一 般	土地及び建物
鶴ヶ丘センター	賃 貸	土 地
旧七塚支店	賃 貸	土 地

南 部 集 出 荷 場	賃 貸	土地及び建物
-------------	-----	--------

- ② 減損損失の認識に至った経緯
宇ノ気給油所については、2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。
鶴ヶ丘センター、旧七塚支店、南部集出荷場については、短期賃貸資産として使用されておりますが、使用価値が帳簿価額まで達していないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。
- ③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳
宇ノ気給油所 2,393千円（土地 1,887千円、建物 506千円）
鶴ヶ丘センター 2,584千円（土地 2,584千円）
旧七塚支店 7,270千円（土地 7,270千円）
南部集出荷場 4,294千円（土地 4,280千円、建物 13千円）
合計 16,543千円
- ④ 回収可能価額の算定方法
これら資産の回収可能価額については、正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額等に基づき算定しています。
- (3) 災害関連利益に関する注記
特別利益に計上した災害関連利益は、主として能登半島地震に対する再建設支援補助金等であります。
- (4) 災害関連損失に関する注記
特別損失に計上した災害関連損失は、主として能登半島地震に対する施設の復旧工事費等であります。

4. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会等へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
また、有価証券は債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。
事業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
イ. 信用リスクの管理
当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資運用課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。
- ロ. 市場リスクの管理
当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。
このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。
とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証

券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が154,619千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ、資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B)－(A)
預 金	63,592,684	61,771,057	▲ 1,821,626
有 価 証 券	9,085,000	9,085,000	—
その他有価証券	9,085,000	9,085,000	—
貸 出 金	13,894,399		
貸倒引当金(*1)	▲ 21,116		
貸倒引当金控除後	13,873,282	12,483,653	▲ 1,389,629
資 産 計	86,550,967	83,339,711	▲ 3,211,255
貯 金	85,639,003	85,345,895	▲ 293,108
負 債 計	85,639,003	85,345,895	▲ 293,108

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ、預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は、取引金融機関から提示された時価等により算定しております。

ロ、有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関から提示された価格によっています。

ハ、貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

す。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額としています。なお、デリバティブを内包した期日前解約特約付貸出金は、取引金融機関から提示された時価により算定しております。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ、貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外 部 出 資	3,725,499

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	58,592,684	—	—	—	—	5,000,000
有価証券	400,000	—	600,000	700,000	200,000	9,100,000
その他有価証券のうち満期があるもの	400,000	—	600,000	700,000	200,000	9,100,000
貸 出 金 (※1)	1,247,180	935,430	753,857	627,517	555,741	9,774,670
合 計	60,239,865	935,430	1,353,857	1,327,517	755,741	23,874,670

(※1) 貸出金のうち、当座貸越128,794千円については「1年以内」に含めています。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	79,006,272	3,582,037	2,704,324	155,028	182,012	9,328
合 計	79,006,272	3,582,037	2,704,324	155,028	182,012	9,328

(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

5. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額 (A)	取得原価又は 償却原価 (B)	差額(A)―(B)
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	地 方 債	200,510	200,051	458
	小 計	200,510	200,051	458
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	国 債	2,244,170	2,787,196	▲ 543,026
	地 方 債	4,622,570	5,052,345	▲ 429,775
	政府保証債	348,980	398,611	▲ 49,631
	社 債	1,668,770	1,999,524	▲ 330,754
	小 計	8,884,490	10,237,677	▲ 1,353,187
合 計		9,085,000	10,437,728	▲ 1,352,728

- (2) 当年度中に売却したその他有価証券
当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
受益証券	154,130	－	45,870
合計	154,130	－	45,870

- (3) 当年度中において、保有目的が変更となった有価証券
当年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。
- (4) 当年度中において、減損処理を行った有価証券
売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価格とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しています。

当年度における減損処理額は、545,143千円です。（うち、その他有価証券の国債191,966千円、地方債252,357千円、社債100,820千円）

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当年度末における時価が取得原価または償却原価に比べ50%以上下落した場合、又は30%以上50%未満下落した場合で、一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等により判断しています。

なお、当年度中において、子会社等出資24,896千円の減損処理を行っています。

子会社等出資の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回収可能性等を考慮して減損処理を行っています。

6. 退職給付に関する注記

- (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全共連との契約による確定給付型年金制度及び全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

- (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付引当金	21,181
退職給付費用	33,651
退職給付の支払額	▲ 9,746
特定退職金共済制度への拠出金	▲ 27,094
確定給付型年金制度への拠出金	▲ 7,846
期末における退職給付引当金	10,145

- (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	538,226
特定退職金共済制度	▲ 343,571
確定給付型年金制度	▲ 184,509
未積立退職給付債務	10,145
退職給付引当金	10,145

- (4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

簡便法で計算した退職給付費用	33,651
----------------	--------

- (5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金11,329千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は70,263千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

	当 期
繰 延 税 金 資 産	
貸 倒 引 当 金	6,086
退 職 給 付 引 当 金	2,879
賞 与 引 当 金	10,743
有 価 証 券 減 損 否 認 額	154,711
減 損 損 失 否 認 額	48,633
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	383,904
そ の 他	33,913
繰 延 税 金 資 産 小 計	640,871
評 価 性 引 当 額	▲ 616,097
繰 延 税 金 資 産 合 計 (A)	24,774
繰 延 税 金 負 債	
全 農 統 合 に 係 る 合 併 交 付 金	▲ 5,782
資 産 除 去 費 用 資 産 計 上 額	▲ 396
繰 延 税 金 負 債 合 計 (B)	▲ 6,178
繰 延 税 金 資 産 の 純 額 (A) + (B)	18,595

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因
税引前当期損失を計上しているため、記載を省略しています。

8. 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. その他の注記

- (1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

- ① 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ. 当該資産除去債務の概要

当組合のほのぼのデイスービスの一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の施設に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

ロ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積もりにあたっては、割引率は採用しておりません。

ハ. 当年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	28,500千円
期末残高	28,500千円

- ② 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当組合は、借地に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

- (2) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。

これらの契約に係る融資未実行残高は、447,457千円です。

10. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

4. 注記表（令和6年度）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - ・子会社株式……………移動平均法による原価法
 - ・其他有価証券
 - イ. 時価のあるもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ロ. 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・購買品（生産資材・燃料等）……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・購買品（農機・自動車）……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・購買品（小売店舗品・部品等）……………売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・その他の棚卸資産……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
 - 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。
 - なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 - 建物 10年～50年、機械装置 7年～10年
- ② 無形固定資産
 - 定額法を採用しています。
 - なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 - 自組合利用のソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
 - 貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。
 - 正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
 - 破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
 - 実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。
 - すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、総務部リスク管理課が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査を受けております。
- ② 賞与引当金
 - 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- ③ 退職給付引当金
 - 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
 - なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ ポイント引当金

J Aポイントサービスに基づき組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービス提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。そのため、表中の合計が一致しないことがあります。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。

よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額
有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,843,377千円であり、その内訳は次のとおりです。
- | | |
|--------------|-------------|
| ① 建物 | 1,872,019千円 |
| ② 機械装置 | 704,088千円 |
| ③ 土地 | 97,486千円 |
| ④ その他の有形固定資産 | 169,782千円 |
- (2) 担保に供している資産
系統定期預金1,000,000千円を為替決済の担保に、系統外定期預金3,000千円を石川県収納代理業務の担保に供しています。差入保証金1,488千円をイオン営業保証金他の担保に供しています。
- (3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務
子会社等に対する金銭債権の総額 12,843千円
子会社等に対する金銭債務の総額 18,577千円
- (4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務
理事および監事に対する金銭債権の総額 2,341千円
理事および監事に対する金銭債務の総額 なし
- (5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計金額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は2,236千円、危険債権額は114,687千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

債権のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は116,923千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

3. 損益計算書に関する注記

- (1) 子会社等との取引高の総額
- | | |
|-------------------|----------|
| ① 子会社等との取引による収益総額 | 23,366千円 |
| うち事業取引高 | 22,970千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 396千円 |
| ② 子会社等との取引による費用総額 | 22,020千円 |
| うち事業取引高 | 21,375千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 644千円 |

(2) 減損会計に関する注記

- ① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については各支店、経済拠点については各店舗、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については各固定資産をグルーピングの最少単位としています。

本店及び農業関連施設等の共同利用施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類
ほのぼのヘルプ	一 般	建物及びその他有形固定資産
大海農業倉庫	賃 貸	土 地
旧自動車センター	賃 貸	建 物

② 減損損失の認識に至った経緯

ほのぼのヘルプについては、2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

大海農業倉庫・旧自動車センターについては、短期賃貸資産として使用されておりますが、使用価値が帳簿価額まで達していないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

ほのぼのヘルプ	4,103千円	（建物 3,600千円、 その他有形固定資産 503千円）
大海農業倉庫	325千円	（土地 325千円）
旧自動車センター	4,300千円	（建物 4,300千円）
合計	8,729千円	

④ 回収可能価額の算定方法

これら資産の回収可能価額については、正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額等に基づき算定しています。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会等へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

事業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資運用課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。

このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が183,130千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B)－(A)
預 金	65,782,925	64,637,847	▲ 1,145,078
有 価 証 券	8,973,560	8,973,560	—
その他有価証券	8,973,560	8,973,560	—
貸 出 金	13,606,616		
貸倒引当金（※1）	▲ 26,676		
貸倒引当金控除後	13,579,940	12,845,230	▲ 734,710
資 産 計	88,336,425	86,456,637	▲ 1,879,788
貯 金	86,705,014	86,494,657	▲ 210,357
負 債 計	86,705,014	86,494,657	▲ 210,357

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は、取引金融機関から提示された時価等により算定しております。

ロ. 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参入者からのリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価格によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関から提示された価格によっています。

ハ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額としています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外 部 出 資	3,750,396

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	60,782,925	—	—	—	—	5,000,000
有価証券	500,000	400,000	154,150	600,000	700,000	7,800,000
その他有価証券のうち満期があるもの	500,000	400,000	154,150	600,000	700,000	7,800,000
貸 出 金 (※1)	1,319,985	960,736	827,338	627,516	531,449	9,339,590
合 計	62,602,910	1,360,736	981,488	1,227,516	1,231,449	22,139,590

（※1）貸出金のうち、当座貸越130,431千円については「1年以内」に含めています。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	80,665,685	1,435,910	4,265,610	105,532	215,074	17,199
合 計	80,665,685	1,435,910	4,265,610	105,532	215,074	17,199

（※）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

5. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額 (A)	取得原価又は 償却原価 (B)	差額(A)－(B)
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	国 債	—	—
	地 方 債	306,360	303,064
	政府保証債	100,110	99,521
	社 債	601,880	600,439
	小 計	1,008,350	1,003,025
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	国 債	2,112,760	2,580,136
	地 方 債	3,729,820	4,103,424
	政府保証債	273,190	298,924
	社 債	1,695,290	2,000,326
	受 益 証 券	154,150	200,000
	小 計	7,965,210	9,182,811
合 計	8,973,560	10,185,836	▲ 1,212,276

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券

当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

	売 却 額	売 却 益	売 却 損
受 益 証 券	155,140	—	44,860
合 計	155,140	—	44,860

- (3) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券
当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。
- (4) 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券
当事業年度中において、減損処理を行った有価証券はありません。

6. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全共連との契約による確定給付型年金制度及び全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付引当金	10,093
退職給付費用	51,842
退職給付の支払額	▲ 4,299
特定退職金共済制度への拠出金	▲ 28,037
確定給付型年金制度への拠出金	▲ 8,418
期末における退職給付引当金	21,181

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	550,510
特定退職金共済制度	▲ 343,368
確定給付型年金制度	▲ 185,960
未積立退職給付債務	21,181
退職給付引当金	21,181

(4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用

(単位：千円)

勤務費用	51,842
------	--------

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金11,352千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は80,046千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

	当 期
繰 延 税 金 資 産	
貸 倒 引 当 金	9,015
退 職 給 付 引 当 金	5,957
賞 与 引 当 金	10,938
減 損 損 失 否 認 額	44,863
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	344,044
そ の 他	25,202
繰 延 税 金 資 産 小 計	440,021
評 価 性 引 当 額	▲ 413,183
繰 延 税 金 資 産 合 計 (A)	26,838
繰 延 税 金 負 債	
全 農 統 合 に 係 る 合 併 交 付 金	▲ 5,782
資 産 除 去 費 用 資 産 計 上 額	▲ 422
繰 延 税 金 負 債 合 計 (B)	▲ 6,205
繰 延 税 金 資 産 の 純 額 (A) + (B)	20,632

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

	当 期
法 定 実 効 税 率	27.7
(調 整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 8.7
評 価 性 引 当 額 の 増 減	5.7
住 民 税 均 等 割	3.1
事 業 分 量 配 当 金 の 損 金 算 入 額	▲ 4.4
そ の 他	▲ 0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.4

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.7%から28.4%に変更されました。

なお、この税率変更による影響は軽微です。

8. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. その他の注記

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

① 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ. 当該資産除去債務の概要

当組合のほのぼのデイサービスの一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の施設に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

ロ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積もりにあたっては、割引率は採用しておりません。

ハ. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	6,500千円
新たに発生したことによる増加額	22,000千円
期末残高	28,500千円

② 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当組合は、借地に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。

これらの契約に係る融資未実行残高は、476,856千円です。

10. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

5. 剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

項 目	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
1. 当期末処分剰余金	307,519	347,309
2. 剰余金処分額	156,243	117,672
(1) 利益準備金	40,000	—
(2) 任意積立金	71,508	89,000
リ ス ク 管 理 積 立 金	40,000	89,000
農 業 経 営 基 盤 積 立 金	20,000	—
施 設 整 備 積 立 金	10,000	—
税 効 果 積 立 金	1,508	—
(3) 出資配当金 (年率)	28,751 (1.4%)	28,672 (1.4%)
(4) 事業分量配当金	15,983	—
3. 次期繰越剰余金	151,275	229,637

(注) 1. 次期繰越剰余金には、教育、生活・文化改善の事業に充てるための繰越額8,000千円が含まれています。

2. 任意積立金における目的積立金の積立目的及び積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。

種 類	積 立 目 的	積 立 目 標 額 または積立基準	取 崩 基 準
リ ス ク 管 理 積 立 金	貸出金等不良債権の貸倒損失等、 有価証券運用の評価損・処分損、 預け金の損失、固定資産の減損損 失、損害賠償義務に伴う損失、訴 訟等に伴う費用、地震・火災等の 災害に伴う修繕費用、資金的支出、 農林年金制度変更等に備える。	積立対象資産期末帳簿価額の 20/1000に達する額	積立目的の事象が発生した場合に 限り、目的に沿った取崩しとして 取崩す。
農 業 経 営 基 盤 積 立 金	営農指導事業に関するもので特別 措置および臨時措置に要する費用 もしくは支出に備え、計画的な財 源確保を図る。	販売品取扱高の20/100相当額	積立目的の事象が発生した場合に 限り、目的に沿った取崩しとして 取崩す。
施設整備積立金	施設の取得、修繕、処分に備える。	1 取得予定施設の取得価額相当 額 2 修繕に要する費用が多額な固 定資産について、取得価額の 10%以内 3 施設整備及び遊休資産等の処 分に伴う、取壊費用、処分損相 当額	積立目的の事象が発生した場合に 限り、目的に沿った取崩しとして 取崩す。
税 効 果 積 立 金	繰延税金資産の当年度増加分を自 己資本に充当。	毎事業年度に算定される税効果相 当額の増加額。	当期において過年度に積み立てた 税効果相当額が減少する場合。

6. 部門別損益計算書

令和7年度

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	4,014,396	678,886	525,016	1,550,866	1,253,041	6,585	
事業費用②	3,182,229	784,046	31,485	1,258,756	1,078,977	28,962	
事業総利益③ (①－②)	832,166	▲ 105,160	493,530	292,109	174,063	▲ 22,377	
事業管理費④	1,189,342	221,680	378,052	344,182	221,758	23,668	
（うち減価償却費⑤-1）	124,967	6,053	13,118	96,039	8,540	1,215	
（うち人件費⑤-2）	876,757	182,708	287,472	207,100	178,553	20,921	
※うち共通管理費⑥		65,757	184,444	88,524	68,129	—	▲ 406,855
（うち減価償却費⑦-1）		3,457	10,773	2,464	1,835	—	▲ 18,531
（うち人件費⑦-2）		35,048	97,177	49,999	38,814	—	▲ 221,040
事業利益⑧ (③－④)	▲ 357,175	▲ 326,840	115,478	▲ 52,072	▲ 47,694	▲ 46,046	
事業外収益⑨	44,962	6,211	16,420	11,403	10,927	—	
※うち共通分⑩		6,090	16,420	10,383	7,945	—	▲ 40,839
事業外費用⑪	220	43	127	27	21	—	
※うち共通分⑫		43	127	27	21	—	▲ 220
経常利益⑬ (⑧＋⑨－⑪)	▲ 312,433	▲ 320,672	131,770	▲ 40,696	▲ 36,788	▲ 46,046	
特別利益⑭	52,383	7,722	20,808	13,425	10,427	—	
※うち共通分⑮		7,722	20,808	13,425	10,427	—	▲ 52,383
特別損失⑯	91,155	12,224	40,925	16,464	21,541	—	
※うち共通分⑰		12,224	40,925	6,824	4,997	—	▲ 64,972
税引前当期利益⑱ (⑬＋⑭－⑯)	▲ 351,205	▲ 325,174	111,653	▲ 43,734	▲ 47,903	▲ 46,046	
営農指導事業分配賦額⑲		—	—	46,046	—	▲ 46,046	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱－⑲)	▲ 351,205	▲ 325,174	111,653	▲ 89,781	▲ 47,903		

※ ⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

※ 上記（部門別損益計算書）の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しています。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致していません。

農業関連事業は、生産資材、農機、販売、育苗、RC/CE、農業機械銀行、保管、利用です。
生活その他事業は、自動車、燃料、食料、耐久資材、購買その他、福祉、利用（生活）です。

(注) 1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等
事業総利益割60%、要員数割40%で配賦しています。
- (2) 営農指導事業
農業関連事業に全額を配賦しています。

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	17.0%	49.7%	18.9%	14.5%	0.0%	100.0%
営農指導事業	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%		100.0%

令和6年度

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	3,713,687	579,630	543,470	1,404,049	1,180,547	5,990	
事業費用②	2,402,638	178,902	31,188	1,115,077	1,041,558	35,911	
事業総利益③ (①－②)	1,311,049	400,728	512,282	288,972	138,989	▲ 29,921	
事業管理費④	1,240,584	300,611	367,439	331,947	204,510	36,076	
（うち減価償却費⑤-1）	138,994	14,556	17,386	96,766	8,828	1,457	
（うち人件費⑤-2）	915,964	231,475	282,932	202,090	166,519	32,945	
※うち共通管理費⑥		131,484	168,056	72,511	55,762	—	▲ 427,814
（うち減価償却費⑦-1）		11,740	15,041	2,035	1,423	—	▲ 30,240
（うち人件費⑦-2）		70,038	89,377	42,827	33,363	—	▲ 235,607
事業利益⑧ (③－④)	70,464	100,117	144,843	▲ 42,975	▲ 65,521	▲ 65,997	
事業外収益⑨	79,577	21,027	26,284	16,513	15,732	20	
※うち共通分⑩		20,900	26,284	15,315	11,807	—	▲ 74,307
事業外費用⑪	229	78	104	26	20	—	
※うち共通分⑫		78	104	26	20	—	▲ 229
経常利益⑬ (⑧＋⑨－⑪)	149,812	121,066	171,023	▲ 26,488	▲ 49,809	▲ 65,977	
特別利益⑭	13,185	1,313	1,650	9,472	749	—	
※うち共通分⑮		1,313	1,650	959	749	—	▲ 4,672
特別損失⑯	62,764	134	190	53,515	8,826	97	
※うち共通分⑰		134	190	5	0	—	▲ 330
税引前当期利益⑱ (⑬＋⑭－⑯)	100,233	122,245	172,483	▲ 70,531	▲ 57,886	▲ 66,074	
営農指導事業分配賦額⑲		—	—	66,074	—	▲ 66,074	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱－⑲)	100,233	122,245	172,483	▲ 136,605	▲ 57,886		

※ ⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

※ 上記（部門別損益計算書）の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しています。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致していません。

農業関連事業は、生産資材、農機、販売、育苗、RC/CE、農業機械銀行、保管、利用です。
生活その他事業は、自動車、燃料、食料、耐久資材、購買その他、福祉、利用（生活）です。

(注) 1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等
事業総利益割60%、要員数割40%で配賦しています。
- (2) 営農指導事業
農業関連事業に全額を配賦しています。

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	31.3%	40.2%	16.1%	12.4%	0.0%	100.0%
営農指導事業	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%		100.0%

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

- 私は、当ＪＡの令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年7月21日
 石川かほく 農業協同組合
 代表理事組合長 西川 一郎

8. 会計監査人の監査

令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	3,730,748	3,761,579	3,662,652	3,713,687	4,014,396
信用事業収益	573,143	567,910	554,769	579,630	678,886
共済事業収益	567,161	561,069	544,938	543,470	525,016
農業関連事業収益	1,485,298	1,461,058	1,406,396	1,404,049	1,550,866
その他事業収益	1,105,145	1,171,540	1,156,547	1,186,537	1,259,627
経 常 利 益	185,860	251,732	247,380	149,812	▲312,433
当 期 剰 余 金	161,607	201,245	177,298	74,751	▲413,560
出 資 金	2,050,815	2,093,780	2,121,340	2,117,305	2,095,475
出 資 口 数	410,163	418,756	424,268	423,461	419,095
純 資 産 額	8,047,156	7,881,188	7,700,257	7,080,807	6,477,594
総 資 産 額	93,709,835	93,816,849	96,488,279	95,520,257	93,879,720
貯 金 残 高	84,062,537	84,395,345	87,280,043	86,705,014	85,639,003
貸 出 金 残 高	11,538,745	12,187,777	12,905,003	13,606,616	13,894,399
有 価 証 券 残 高	9,003,390	9,030,890	9,306,960	8,973,560	9,085,000
剰余金配当金額	68,421	55,537	66,956	44,735	28,672
出 資 配 当 金	27,996	28,244	41,055	28,751	28,672
事業分量配当金	40,425	27,292	25,901	15,983	—
職 員 数	159	157	148	145	138
単体自己資本比率	25.87	26.44	26.04	27.19	25.63

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 利益総括表

(単位：千円、%)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
資 金 運 用 収 益	524,985	632,255	107,270
役 務 取 引 等 収 益	31,914	29,778	▲ 2,136
その他信用事業収益	22,730	16,852	▲ 5,878
合 計	579,630	678,886	99,256
資 金 調 達 費 用	35,070	87,785	52,715
役 務 取 引 等 費 用	5,797	5,749	▲ 48
その他信用事業費用	138,033	690,512	552,479
合 計	178,902	784,046	605,144
信 用 事 業 粗 利 益	400,728	▲ 105,160	▲ 505,888
信用事業粗利益率	0.44	▲ 0.12	▲ 0.56
事 業 粗 利 益	1,499,744	991,063	▲ 508,681
事 業 粗 利 益 率	1.54	1.02	▲ 0.52
事 業 純 益	259,160	▲ 198,279	▲ 457,439
実 質 事 業 純 益	259,160	▲ 198,279	▲ 457,439
コ ア 事 業 純 益	259,160	▲ 198,279	▲ 457,439
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く)	301,290	392,734	91,444

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

項 目	令和 6 年 度			令和 7 年 度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資 金 運 用 勘 定	90,481,986	524,985	0.58	89,253,157	632,255	0.71
預 金	66,906,345	321,398	0.48	64,850,832	413,827	0.64
有 価 証 券	10,274,384	92,463	0.90	10,650,434	103,238	0.97
貸 出 金	13,301,256	111,124	0.84	13,751,890	115,190	0.84
資 金 調 達 勘 定	88,028,983	32,739	0.04	86,724,435	85,333	0.10
貯金・定期積金	87,874,173	32,567	0.04	86,573,675	85,101	0.10
借 入 金	154,809	172	0.11	150,760	231	0.15
総 資 金 利 ざ や			0.20			0.35

(注) 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	令和 6 年度増減額	令和 7 年度増減額
受 取 利 息	25,363	107,269
預 金 利 息	20,240	129,179
有 価 証 券 利 息	2,264	10,774
貸 出 金 利 息	3,232	4,066
その他受入利息	▲ 374	▲ 36,750
支 払 利 息	25,347	52,714
貯 金 利 息	25,433	52,446
給付補てん備金繰入	▲ 301	88
借 入 金 利 息	46	59
その他支払利息	169	120
差 引	16	54,555

(注) 増減額は前年度対比です。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯 金

① 種類別貯金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
要 求 払 貯 金	43,903	44,809	906
当 座 貯 金	139	194	55
普 通 貯 金	43,612	44,456	844
貯 蓄 貯 金	133	132	▲ 1
別 段 貯 金	17	25	8
定 期 性 貯 金	43,971	41,764	▲ 2,207
定 期 貯 金	42,226	40,380	▲ 1,846
財 形 貯 蓄	67	68	1
積 立 定 期 貯 金	127	121	▲ 6
定 期 積 金	1,545	1,191	▲ 354
そ の 他 の 貯 金	3	1	▲ 2
計	87,874	86,573	▲ 1,301
合 計	87,874	86,573	▲ 1,301

② 定期貯金残高

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
定 期 貯 金	41,013	39,865	▲ 1,148
うち固定金利定期	40,983	39,834	▲ 1,149
うち変動金利定期	30	30	0

(2) 貸 出 金

① 種類別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
手 形 貸 付 金	10	9	▲ 1
証 書 貸 付 金	10,656	11,114	458
当 座 貸 越	134	127	▲ 7
金 融 機 関 貸 付	2,500	2,500	0
合 計	13,301	13,751	450

② 貸出金金利条件別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	12,989	13,340	351
変 動 金 利 貸 出	346	289	▲ 57
そ の 他 貸 出	270	264	6
合 計	13,606	13,894	288

③ 貸出金担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類		令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
担保	貯 金	95	6	▲ 89
	有 価 証 券	—	—	—
	動 産	15	13	▲ 2
	不 動 産	1,138	1,315	177
	そ の 他 担 保	34	27	▲ 7
	計	1,284	1,363	79
保証	農業信用基金協会保証	7,173	7,271	98
	そ の 他 保 証	1,003	1,447	444
	計	8,177	8,718	541
信 用		4,144	3,812	▲ 332
合 計		13,606	13,894	288

④ 債務保証見返額担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類		令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
貯 金 等		—	—	—
有 価 証 券		—	—	—
動 産		—	—	—
不 動 産		—	—	—
そ の 他 担 保		—	—	—
計		—	—	—
信 用		—	—	—
合 計		—	—	—

⑤ 貸出金使途別内訳残高

(単位：百万円)

種 類		令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
設 備 資 金		9,433	10,014	581
運 転 資 金		4,170	3,875	▲ 295
合 計		13,606	13,894	288

(注) 運転資金には、「農業運転」、「事業運転」、「生活関連（自動車ローンを除く）」が該当します。

⑥ 貸出金業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類		令和6年度	構 成 比	令和7年度	構 成 比	増 減
法人	農 業 ・ 林 業	1,214	8.8	1,211	8.7	▲ 3
	水 産 業	18	0.1	16	0.1	▲ 2
	製 造 業	1,473	10.8	1,437	10.3	▲ 36
	鉱 業	57	0.4	60	0.4	3
	建 設 業	1,005	7.3	1,033	7.4	28
	不 動 産 業	112	0.8	192	1.4	80
	電気・ガス・熱供給・水道業	128	0.9	173	1.2	45
	運 輸 ・ 通 信 業	568	4.1	560	4.0	▲ 8
	卸売・小売・飲食業	426	3.1	427	3.1	1
	サ ー ビ ス 業	2,261	16.6	2,353	16.9	92
	金 融 ・ 保 険 業	3,321	24.4	3,290	23.7	▲ 31
	地 方 公 共 団 体	1,352	9.9	1,127	8.1	▲ 225
	そ の 他	9	0.0	8	0.1	▲ 1
	個 人	1,656	12.1	2,000	14.4	344
合 計		13,606	100.0	13,894	100.0	287

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農 業	758	793	35
穀 作	296	314	18
野 菜 ・ 園 芸	85	110	25
果 樹 ・ 樹 園 農 業	1	1	0
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	112	159	47
養 鶏 ・ 養 卵	—	—	—
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	261	207	▲ 54
農 業 関 連 団 体 等	8	4	▲ 4
合 計	766	798	32

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	309	372	63
農 業 制 度 資 金	457	425	▲ 32
うち農業近代化資金	289	262	▲ 27
うちその他制度資金	168	163	▲ 5
合 計	766	798	32

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	—	—	—
そ の 他	—	—	—
合 計	—	—	—

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分		債 権 額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	2	1	0	0	2
	令和7年度	0	—	—	0	0
危 険 債 権	令和6年度	114	38	49	26	114
	令和7年度	109	38	50	20	109
要 管 理 債 権	令和6年度	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	令和6年度	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和6年度	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—
小 計	令和6年度	116	40	50	26	116
	令和7年度	109	38	50	20	109
正 常 債 権	令和6年度	13,497				
	令和7年度	13,792				
合 計	令和6年度	13,614				
	令和7年度	13,901				

- ⑨ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況
該当する取引はありません。

- 不良債権に関わるディスクロージャーとして、農業協同組合法に基づくものと金融機能再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」という。）に基づくもの（金融再生法開示債権）があり、自己査定に基づいて決定された債務者区分に従って開示区分が決定されます。なお、当ＪＡは金融再生法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

- 農協法に基づく開示債権及び金融再生法開示債権の用語説明

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
破産手続き開始、更生手続き開始、再生手続き開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	
危険債権	
債務者が経営破綻の状態に至ってはいないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権	
要管理債権	
「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額	
三月以上延滞債権	
元本又は利息の支払が約定日の翌日から三月以上延滞している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないもの	
貸出条件緩和債権	
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないもの	
正常債権	
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権	

- 自己査定と農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権との関係

（単位：百万円）

自己査定債務者区分 (総与信ベース)		農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権 (信用事業与信額ベース、要管理債権は貸出金元金)		
破綻先		破産更生債権及びこれらに準ずる債権(ア)		0
実質破綻先		(注1)		
破綻懸念先		危険債権(イ)		109
		(注1)		
要注意先	要管理先	要管理債権(ウ)	三月以上延滞債権 貸出条件緩和債権	— —
	その他の要注意先	(注2)		
正常先		正常債権(エ)		13,792
		(注1)		
		合計(ア) + (イ) + (ウ) + (エ)		13,901
		開示債権合計額(ア) + (イ) + (ウ) (正常債権13,792百万円を除く)		109

（注１） 経済未収金等信用事業以外の債権による差額

（注２） 三月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権以外の他の貸出金及び貸出金以外の債権による差額

⑩ 貸倒引当金内訳

(単位：千円)

種 目	令 和 6 年 度				
	期 首 残 高	期中増加額	期 中 減 少 額		期 末 残 高
			目的使用	そ の 他	
一般貸倒引当金	766	498		766	498
個別貸倒引当金	38,354	32,275	－	38,354	32,275
合 計	39,120	32,773	－	39,120	32,773

種 目	令 和 7 年 度				
	期 首 残 高	期中増加額	期 中 減 少 額		期 末 残 高
			目的使用	そ の 他	
一般貸倒引当金	498	524		498	524
個別貸倒引当金	32,275	21,447	－	32,275	21,447
合 計	32,774	21,972	－	32,773	21,972

⑪ 貸出金償却額

(単位：千円)

項 目	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
貸 出 金 償 却 額	—	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類	令 和 6 年 度				令 和 7 年 度			
	仕 向 け		被仕向け		仕 向 け		被仕向け	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込為替	20,861	16,936,824	120,482	27,092,239	21,812	15,883,569	118,095	25,591,925
代金取立為替	2	6,073	—	—	—	—	—	—
雑 為 替	1,711	554,041	1,078	382,896	1,561	684,133	1,019	386,257
合 計	22,574	17,496,940	121,560	27,475,136	23,373	16,567,703	119,114	25,978,182

(4) 有価証券

① 保有有価証券平均残高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	増 減
国 債	2,611,986	2,869,495	257,509
地 方 債	4,245,012	5,107,548	862,536
政 府 保 証 債	398,212	398,379	167
社 債	2,638,202	2,275,010	▲ 363,192
受 益 証 券	380,970	16,563	▲ 364,407
合 計	10,274,384	10,666,998	392,614

② 保有有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度							合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	
国 債	—	—	—	—	480,480	1,632,280	—	2,112,760
地 方 債	—	202,170	505,250	789,720	1,334,200	1,204,840	—	4,036,180
政府保証債	—	—	—	—	100,110	273,190	—	373,300
社 債	501,820	198,560	100,060	187,840	276,940	1,031,950	—	2,297,170
受 益 証 券	—	154,150	—	—	—	—	—	154,150
合 計	501,820	554,880	605,310	977,560	2,191,730	4,142,260	—	8,973,560

種 類	令 和 7 年 度							合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	
国 債	—	—	—	—	918,760	1,325,410	—	2,244,170
地 方 債	200,510	596,430	678,300	—	2,742,180	605,660	—	4,823,080
政府保証債	—	—	—	—	184,500	164,480	—	348,980
社 債	199,520	98,680	97,560	175,520	268,930	828,560	—	1,668,770
合 計	400,030	695,110	775,860	175,520	4,114,370	2,924,110	—	9,085,000

③ 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券]

(単位：千円)

	種 類	令 和 6 年 度			令 和 7 年 度		
		貸借対照表 計上額(A)	時 価 (B)	差 額 (B) - (A)	貸借対照表 計上額(A)	時 価 (B)	差 額 (B) - (A)
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計		—	—	—	—	—	—

[その他有価証券]

(単位：千円)

	種 類	令 和 6 年 度			令 和 7 年 度		
		貸借対照表計上額(A)	取得原価又は償却原価(B)	差 額(A) - (B)	貸借対照表計上額(A)	取得原価又は償却原価(B)	差 額(A) - (B)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債 券	1,008,350	1,003,025	5,325	200,510	200,051	459
	地 方 債	306,360	303,064	3,296	200,510	200,051	459
	短 期 社 債	100,110	99,521	589	—	—	—
	社 債	601,880	600,439	1,441	—	—	—
	小 計	1,008,350	1,003,025	5,325	200,510	200,051	459
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債 券	7,965,210	9,182,811	▲ 1,217,601	8,884,490	10,237,698	▲ 1,353,208
	国 債	2,112,760	2,580,136	▲ 467,376	2,244,170	2,787,197	▲ 543,027
	地 方 債	3,729,820	4,103,424	▲ 373,604	4,622,570	5,052,346	▲ 429,776
	短 期 社 債	273,190	298,924	▲ 25,734	348,980	398,611	▲ 49,631
	社 債	1,695,290	2,000,326	▲ 305,036	1,668,770	1,999,524	▲ 330,754
	その他の証券	154,150	200,000	▲ 45,850	—	—	—
	小 計	7,965,210	9,182,811	▲ 1,217,601	8,884,490	10,237,678	▲ 1,353,188
合 計		8,973,560	10,185,836	▲ 1,212,276	9,085,000	10,437,729	▲ 1,352,729

④ 金銭の信託の時価情報

[運用目的の金銭の信託]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の金銭の信託]

該当する取引はありません。

[その他の金銭の信託]

(単位：千円)

	令 和 6 年 度					令 和 7 年 度				
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

⑤ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

(5) 預かり資産の状況

① 投資信託残高（ファンドラップ含む）

(単位：千円)

	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
投 資 信 託 残 高 (ファンドラップ含む)	11,887	26,197

(注) 投資信託残高（ファンドラップ含む）は「約定日基準」に基づく算出です。

② 残高有り投資信託口座数

(単位：口座)

	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
残高有り投資信託口座数	17	30

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位：千円)

種 類		令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
生 命 総 合 共 済	終 身 共 済	12,468	87,012,447	12,346	83,135,802
	定 期 生 命 共 済	340	3,193,250	353	3,206,280
	養 老 生 命 共 済	3,642	13,477,766	3,409	11,819,942
	う ち こ ど も 共 済	2,824	8,721,901	2,781	8,033,001
	医 療 共 済	7,629	1,187,250	7,530	1,067,250
	が ん 共 済	1,819	263,000	1,919	231,000
	定 期 医 療 共 済	244	239,100	230	225,000
	介 護 共 済	1,307	2,675,942	1,385	2,921,878
	認 知 症 共 済	255		234	
	生 活 障 害 共 済	392		384	
	特 定 重 度 疾 病 共 済	592		569	
	年 金 共 済	4,612	55,000	4,587	55,000
建 物 更 生 共 済		10,474	149,452,160	10,364	149,383,860
合 計		43,774	257,555,917	43,310	252,046,014

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額）を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類		令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
医 療 共 済		7,629	30,479	7,530	27,031
			683,175		753,931
が ん 共 済		1,819	10,086	1,919	8,301
					53,590
定 期 医 療 共 済		244	1,161	230	1,095
合 計		9,692	41,726	9,679	36,428
			683,175		807,521

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。なお、医療共済及びがん共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、定期医療共済の金額は入院共済金額を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類		令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
介 護 共 済		1,307	3,811,063	1,385	4,265,135
認 知 症 共 済		255	376,600	234	344,800
生活障害共済(一時金型)		283	1,800,900	280	1,720,400
生活障害共済(定期年金型)		109	105,000	104	89,800
特 定 重 度 疾 病 共 済		592	722,100	569	659,100

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 金 開 始 前	3,669	1,779,304	3,553	1,689,492
年 金 開 始 後	943	458,360	1,034	515,097
合 計	4,612	2,237,664	4,587	2,204,589

(注)「金額」欄は、年金年額について記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度			令 和 7 年 度		
	件 数	金 額	掛 金	件 数	金 額	掛 金
火 災 共 済	2,439	33,308,610	29,081	2,351	32,061,970	28,485
自 動 車 共 済	9,321		429,492	9,535		452,515
傷 害 共 済	2,313	8,695,000	1,117	2,653	10,427,000	1,116
団 体 定 期 生 命 共 済	—	—	—	—	—	—
定 額 定 期 生 命 共 済	1	4,000	39	1	2,000	25
賠 償 責 任 共 済	76		167	75		175
自 賠 責 共 済	2,012		33,898	2,153		36,303
合 計	16,162	42,007,610	493,796	16,768		518,621

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保証を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3. その他事業の実績

(1) 購買品取扱高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
生 産 資 材	1,940,572	238,580	2,077,629	252,767
生 活 物 資	331,490	101,237	453,455	137,068
合 計	2,272,061	339,817	2,531,084	389,836

(2) 受託販売品取扱高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
米	1,715,149	56,588	2,532,238	46,937
米 以 外 の 農 産 物	355,339	9,341	345,620	9,417
畜 産 物	1,750,870	4,458	1,629,994	4,528
合 計	3,821,359	70,387	4,507,853	60,883

(3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収 益	保 管 料	11,695	10,978
	そ の 他 の 収 益	588	588
費 用	そ の 他 の 費 用	10,493	8,173
差 引		1,790	3,393

(4) 利用事業取扱実績

種 類	令和6年度	令和7年度
	取扱数量・金額	取扱数量・金額
カントリーエレベーター	1,236 t	1,353 t
ラ イ ス セ ン タ ー	1,901 t	2,262 t
育 苗 セ ン タ ー	192,286枚	191,819枚

(5) 介護事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収 益	訪 問 介 護 収 益	17,358	15,615
	居 宅 介 護 支 援 収 益	11,623	10,961
	通 所 介 護 収 益	43,786	53,002
	そ の 他 の 収 益	2,957	3,808
費 用	介 護 労 務 費	30,394	34,473
	そ の 他 の 費 用	15,047	15,915
差 引		30,284	32,998

(6) 指導事業の収支内訳

(単位：千円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収 入	指 導 事 業 補 助 金	1,695	1,020
	実 費 収 入	7,920	10,462
支 出	営 農 改 善 費	31,355	24,739
	生 活 文 化 事 業 費	5,563	5,264
	教 育 情 報 費	6,243	6,586
	協 力 団 体 育 成 費	4,291	3,908
	農 政 活 動 費	264	314
差 引		▲ 38,101	▲ 29,331

Ⅳ 経営諸指標

1. 利 益 率

(単位：％)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
総資産経常利益率	0.15	▲ 0.32	▲ 0.47
資本経常利益率	1.78	▲ 3.74	▲ 5.52
総資産当期純利益率	0.08	▲ 0.43	▲ 0.51
資本当期純利益率	0.89	▲ 4.95	▲ 5.84

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
貯 貸 率	期 末	15.69	16.22	0.53
	期 中 平 均	15.14	15.88	0.74
貯 証 率	期 末	10.35	10.61	0.26
	期 中 平 均	11.69	12.30	0.61

- (注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化に取り組んだ結果、令和８年３月末における自己資本比率は、25.63%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発 行 主 体	石川かほく農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,095百万円（前年度2,117百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

2. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	8,248	7,801
うち、出資金及び資本準備金の額	2,117	2,095
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	6,201	5,743
うち、外部流出予定額 (▲)	44	28
うち、上記以外に該当するものの額	▲25	▲8
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	0	0
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	0	0
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	8,248	7,802
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	2	1
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	2	1
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	2	1
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	8,246	7,800
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	29,280	29,347
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（▲）	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—	
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,044	1,079
フロア調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額（二）	30,325	30,426
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（二））	27.19%	25.63%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的計測手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMIについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

3. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和6年度			令和7年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
現金	302	—	—	272	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,582	—	—	2,791	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	5,769	—	—	6,393	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	100	10	0	100	10	0
我が国の政府関係機関向け	1,101	70	2	1,001	60	2
地方三公社向け	402	80	3	200	40	1
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	68,313	13,963	558	66,194	13,539	541
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	1,580	578	23	1,274	513	20
(うち特定貸付債権向け)	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	854	406	16	943	393	15
(うちトランザクター向け)	0	0	0	5	2	0
不動産関連向け	1,520	1,274	50	1,865	1,561	62
(うち自己居住用不動産等向け)	647	387	15	753	472	18
(うち賃貸用不動産向け)	873	886	35	1,111	1,088	43
(うち事業用不動産関連向け)	—	—	—	—	—	—
(うちその他不動産関連向け)	—	—	—	—	—	—
(うちADC向け)	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	48	51	2	30	31	1
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	0	0	0	1	0	0
信用保証協会等による保証付	7,175	711	28	7,273	720	28
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	312	312	12	336	437	17
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
上記以外	6,555	11,820	472	6,721	12,039	481
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	3,389	8,472	338	3,389	8,472	338
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	124	311	12	156	392	15
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和6年度			令和7年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)	3,042	3,036	121	3,175	3,174	126
証券化		—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)		—	—	—	—	—	—
(短期STC要件適用分)		—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)		—	—	—	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)		—	—	—	—	—	—
再証券化		—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		200	2	0	—	—	—
(うちルックスルー方式)		200	2	0	—	—	—
(うちマンドート方式)		—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)		—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)		—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)		—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (▲)		—	—	—	—	—	—
標準的手法を運用するエクスポージャー計		96,821	29,280	1,171	95,400	29,347	1,173
CVAリスク相当額÷8% (簡便法)		—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)		96,821	29,280	1,171	95,400	29,347	1,173
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		b=a×4%	a		b=a×4%
		1,044		41	1,079		43
総所要自己資本額		リスク・アセット等(分母)計		総所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		総所要自己資本額
		a		b=a×4%	a		b=a×4%
		30,325		1,213	30,426		1,217

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- ＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞
- $$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

② オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 % で除して得た額	1,044	1,079
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	41	43
B I	696	719
B I C	83	86

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

4. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当 J A では自己資本比率算出要領にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバルレーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

- (注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの
期末残高

（単位：百万円）

			令和6年度				令和7年度				
			信用リスクに関するエクスポージャーの残高			延滞エク スポー ジャー 期末残高	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			延滞エク スポー ジャー 期末残高	
			うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバ ティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバ ティブ		
法人	農業	543	543	—	—	—	554	554	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	100	—	100	—	—	100	—	100	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	502	—	502	—	—	300	—	300	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	200	—	200	—	—	100	—	100	—	—
	運輸・通信業	1,702	—	1,702	—	—	1,602	—	1,602	—	—
	金融・保険業	68,714	2,500	401	—	—	66,496	2,500	300	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	100	—	100	—	—	0	0	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	8,366	1,367	6,999	—	—	9,197	1,141	8,056	—	—
	上記以外	3,836	86	—	—	—	3,791	65	—	—	—
個人	9,132	9,122	—	—	48	9,651	9,651	—	—	30	
その他	3,420	—	—	—	—	3,605	—	—	—	—	
業種別残高計		96,621	13,619	10,006	—	48	95,400	13,913	10,459	—	30
残存期間別残高計	1年以下	61,555	250	502	—		59,291	212	400	—	
	1年超3年以下	855	454	400	—		1,289	683	606	—	
	3年超5年以下	2,428	1,118	1,309	—		1,631	729	902	—	
	5年超7年以下	1,101	800	300	—		853	652	200	—	
	7年超10年以下	2,911	612	2,298	—		5,234	733	4,501	—	
	10年超	20,473	10,269	5,193	—		19,651	10,786	3,848	—	
	期限の定めのないもの	7,296	114	—	—		7,447	114	—	—	
残存期間別残高計		96,621	13,619	10,006	—		95,400	13,913	10,459	—	

- （注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令 和 6 年 度					令 和 7 年 度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	0	0		0	0	0	0		0	0
個別貸倒引当金	38	32	—	38	32	32	21	—	32	21

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却等の額

(単位：百万円)

区 分		令 和 6 年 度						令 和 7 年 度					
		期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法 人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		38	32	—	38	32	—	32	21	—	32	21	—
業 種 別 残 高 計		38	32	—	38	32	—	32	21	—	32	21	—

(注) 当ＪＡでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	令 和 6 年 度							令 和 7 年 度						
	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ ウェイト の 加 重 平 均 値	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ ウェイト の 加 重 平 均 値	
		オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リスク ・アセット の額		オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リスク ・アセット の額		
		A	B	C	D	E		F(=E/ (C+D))	A	B	C	D		E
現金	0	302		302		—	0	272		272		—	0	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	2,582		2,582		—	0	2,791		2,791		—	0	
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150													
国際決済銀行等向け	0													
我が国の地方公共団体向け	0	5,769		5,769		—	0	6,393		6,393		—	0	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150													
国際開発銀行向け	0～150													
地方公共団体金融機構向け	10～20	100		100		10	10	100		100		10	10	
我が国の政府関係機関向け	10～20	1,101		1,101		70	6	1,001		1,001		60	6	
地方三公社向け	20	402		402		80	20	200		200		40	20	
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	20～150	68,313		68,313		13,963	20	66,194		66,194		13,539	20	
（うち第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け）	20～150													
カバード・ボンド向け	10～100													
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	1,580		1,580		578	37	1,273	9	1,273	0	513	40	
（うち特定貸付債権向け）	20～150													
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	836	22	766	2	406	53	921	77	843	7	393	46	
（うちトランザクター向け）	45		8		0	0	45		56		5	2	45	
不動産関連向け	20～150	1,520		1,513		1,274	84	1,865		1,861		1,561	84	
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	647		644		387	60	753		752		472	63	
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	873		869		886	102	1,111		1,108		1,088	98	
（うち事業用不動産関連向け）	70～150													
（うちその他不動産関連向け）	60													
（うちA D C 向け）	100～150													
劣後債権及びその他資本性証券等	150													
延滞等向け（自己居住用不 動産等向けを除く。）	50～150	37	12	37		51	135	22	15	22	1	31	131	
自己居住用不動産等向けエ クスポージャーに係る延滞	100													
取立未済手形	20	0		0		0	20	1		1		0	20	
信用保証協会等による保証付	0～10	7,175		7,113		711	10	7,273		7,200		720	10	
株式会社地域経済活性化支 援機構等による保証付	10													
株式等	250～400	312		312		312	100	336		336		437	130	

(単位：百万円)

項 目	令 和 6 年 度							令 和 7 年 度						
	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ ウェイト の 加 重 平 均 値	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ ウェイト の 加 重 平 均 値	
		オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リスク ・アセット の額		オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リスク ・アセット の額		
		A	B	C	D	E		F(=E/ (C+D))	A	B	C	D		E
共済約款貸付	0	—		—		—								
上記以外	100~1250	6,550		6,550		11,820	180	6,720	—	6,720	—	12,039	179	
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250													
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400													
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	3,389		3,389		8,472	250	3,389		3,389		8,472	250	
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	124		124		311	250	156		156		392	250	
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250													
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150													
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	3,036	—	3,036	—	3,036	100	3,174	—	3,174	—	3,174	100	
証券化	—													
(うちS T C 要件適用分)	—													
(短期S T C 要件適用分)	—													
(うち不良債権証券化適用分)	—													
(うちS T C ・不良債権証券化適用対象外分)	—													
再証券化	—													
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	200		200		2	1							
未決済取引	—													
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (▲)	—													
合計 (信用リスク・アセットの額)	—					29,280						29,347		

⑥ ポートフォリオの区分ごとのＣＣＦ適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項 目	令 和 6 年 度												
	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,582					0	2,582						
外国の中央政府及び中央銀行向け													
国 際 決 済 銀 行 等 向 け													
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	5,769						0	5,769					
外国の中央政府等以外の公共部門向け													
地方公共団体金融機構向け		100					0	100					
我が国の政府関係機関向け	399	701					0	1,101					
地 方 三 公 社 向 け			402				0	402					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国 際 開 発 銀 行 向 け													
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	65,307	3,006						0	68,313				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け													
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法 人 等 向 け（特定貸付債権向けを含む。）	1,002	400				177			0	1,580			
（うち特定貸付債権向け）													
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等													
株 式 等			312		0	312							
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	71	209	486	768								
（うちトランザクター向け）	0			0	0								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不 動 産 関 連 向 けうち自己居住用不動産等向け	54		56				8	20		488	1	12	644
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不 動 産 関 連 向 けうち賃貸用不動産向け							89		780		0	869	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不 動 産 関 連 向 けうち事業用不動産関連向け													
	60%	その他	合計										
不 動 産 関 連 向 けうちその他不動産関連向け													
	100%	150%	その他	合計									
不 動 産 関 連 向 けうちＡＤＣ向け													
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	0	9	27	0	37								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞													
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現 金	302				0	302							
取 立 未 済 手 形			0		0	0							
信用保証協会等による保証付	0	7,112			0	7,113							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付													
共 済 約 款 貸 付	0					0							

(単位：百万円)

項 目	令和 7 年 度												
	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,791					0	2,791						
外国の中央政府及び中央銀行向け													
国 際 決 済 銀 行 等 向 け													
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	6,393						0	6,393					
外国の中央政府等以外の公共部門向け													
地方公共団体金融機構向け		100					0	100					
我が国の政府関係機関向け	399	601					0	1,001					
地 方 三 公 社 向 け			200				0	200					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国 際 開 発 銀 行 向 け													
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	63,188	3,006						0	66,194				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け													
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法 人 等 向 け（特定貸付債権向けを含む。）	700	400				172			0	1,274			
（うち特定貸付債権向け）													
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等													
株 式 等			336			0	336						
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	5	88	206	550	851								
（うちトランザクター向け）	5			0	5								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不 動 産 関 連 向 けうち自己居住用不動産等向け	39		61				19			622	0	8	752
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不 動 産 関 連 向 けうち賃貸用不動産向け				38			175		895		0	1,108	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不 動 産 関 連 向 けうち事業用不動産関連向け													
	60%	その他	合計										
不 動 産 関 連 向 けうちその他不動産関連向け													
	100%	150%	その他	合計									
不 動 産 関 連 向 けうちＡＤＣ向け													
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	0	8	15	0	23								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞													
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現 金	272				0	272							
取 立 未 済 手 形			1		0	1							
信用保証協会等による保証付	0	7,199			0	7,200							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付													
共 済 約 款 貸 付	0				0								

⑦ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値（%）	資産の額及び与信相当額の合計額 （CCF・信用リスク削減効果適用後）	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値（%）	資産の額及び与信相当額の合計額 （CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	87,356	—	0%	87,221	85,654	—	0%	85,503
40%～70%	919	8	10%	920	1,081	58	10%	1,086
75%	161	13	10%	161	263	19	10%	264
80%	—	—	0%	—	—	—	0%	—
85%	77	—	0%	77	13	—	0%	13
90%～100%	397	12	10%	397	385	23	10%	387
105%～130%	783	—	0%	780	897	—	0%	895
150%	27	—	0%	27	15	—	0%	15
250%	312	—	0%	312	336	—	0%	336
400%	—	—	0%	—	—	—	0%	—
1250%	—	—	0%	—	—	—	0%	—
その他	0	0	10%	0	0	2	10%	0
合 計	90,036	35	10%	89,899	88,648	103	10%	88,504

5. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、わが国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、わが国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がＡーまたはＡ３以上で、算定基準日に長期格付がＢＢＢーまたはＢaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。

なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令 和 6 年 度			令 和 7 年 度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 向 け	—	—	—	—	—	—
我 が 国 の 政 府 関 係 機 関 向 け	—	399	—	—	399	—
地 方 三 公 社 向 け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付 債権向けを含む。）	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け 及 び 個 人 向 け	26	381	—	6	529	—
自己居住用不動産等向け	—	20	—	—	13	—
抵当権付き住宅ローン	—	—	—	—	—	—
貸借用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用 不動産等向けを除く。）	—	0	—	—	—	—
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
証 券 化	—	—	—	—	—	—
中 央 清 算 機 関 関 連	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外	—	—	—	—	—	—
合 計	26	802	—	6	943	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

8. CVAリスクに関する事項

◇CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA-CVA、完全なBA-CVA、限定的なBA-CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しております。

◇CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っています。

9. マーケット・リスクに関する事項

◇リスク管理の概要の方針及び手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債及びオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

◇当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としています。

10. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、各種手続によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

◇ＢＩの算出方法

ＢＩ（事業規模指標）の額は、ＩＬＤＣ（金利要素）、ＳＣ（役務要素）及びＦＣ（金融商品要素）を合計して算出しています。

なお、ＩＬＤＣ、ＳＣ及びＦＣの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しています。

◇ＩＬＭの算出方法

ＩＬＭ（内部損失乗数）は、告示第250条第１項第３号に基づき「１」を使用しています。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＢＩの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＩＬＭの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）該当ありません。

11. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	3,750	3,750	3,725	3,725
合計	3,750	3,750	3,725	3,725

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

12. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	200	—
マニデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

13. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用リスク管理規程」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（ＩＲＲＢＢ）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するＩＲＲＢＢの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日としてＩＲＲＢＢを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当ＪＡは、ヘッジ等による金利リスクの削減は行っていません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は５年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の算出方法に関する変更はありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
当ＪＡでは、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクの計算を実施していません。

② 金利リスクに関する事項

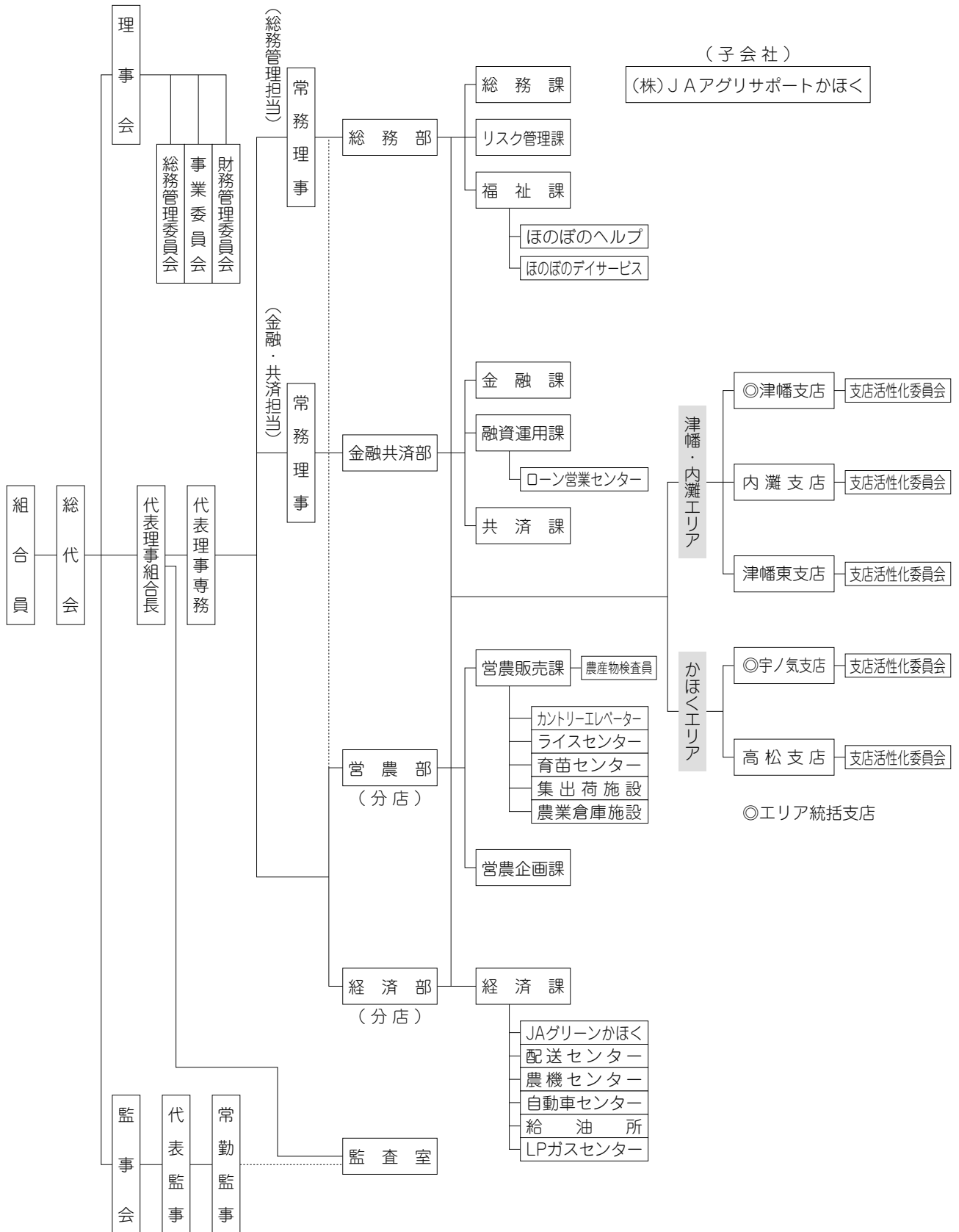
(単位：百万円)

I R R B B 1：金利リスク					
		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		前 期 末	当 期 末	前 期 末	当 期 末
1	上方パラレルシフト	1,659	1,430	19	17
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	ス テ ィ ー プ 化	1,645	1,420		
4	フ ラ ッ ト 化	0	0		
5	短 期 金 利 上 昇	0	0		
6	短 期 金 利 低 下	74	77		
7	最 大 値	1,659	1,430	19	17
		前 期 末		当 期 末	
8	自 己 資 本 の 額	8,246		7,800	

【JAの概要】

1. 機 構 図

令和8年3月31日現在



2. 役 員（令和8年3月末）

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
代表理事組合長	西 川 一 郎	理 事	加 藤 和 人
代 表 理 事 専 務	村 井 一 宏	〃	松 井 秀 憲
常 務 理 事	脇 田 琢 也	〃	橋 場 弘
〃	竹 中 義 和	〃	酒 井 隆 宏
理 事	今 本 重 蔵	〃	高 橋 恵 子
〃	谷 口 孝 三	〃	竹 中 浩 記
〃	中 嶋 喜 春	〃	夷 藤 晴 香
〃	井 田 宏 子	代 表 監 事	山 下 充 晃
〃	吉 本 悟	常 勤 監 事	田 中 光 博
〃	瀬 戸 一 孝	監 事	安 下 正 之
〃	紺 谷 剛 史	〃	中 農 清 豪
〃	小 町 実	〃	岩 本 文 雄

（注）監事 岩本 文雄は農協法第30条第14項に定める員外監事であります。

3. 組合員数

（単位：人）

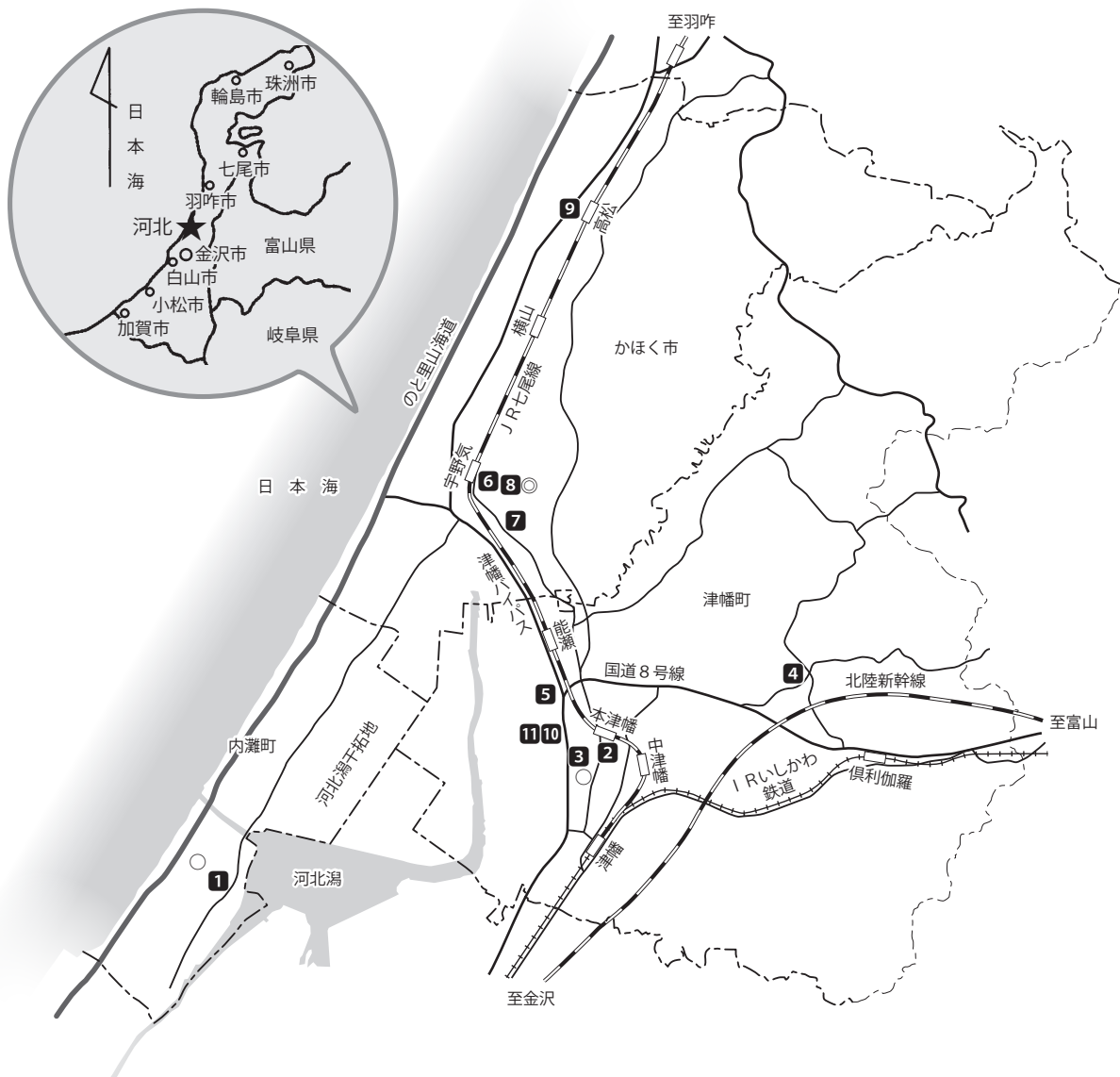
種 類	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	増 減
正 組 合 員 数	4,586	4,512	▲ 74
個 人	4,519	4,442	▲ 77
法 人	67	70	3
准 組 合 員 数	4,357	4,349	▲ 8
個 人	4,265	4,260	▲ 5
法 人	92	89	▲ 3
合 計	8,943	8,861	▲ 82

4. 組合員組織の状況

（単位：人）

組 織 名	構成員数	組 織 名	構成員数
農 協 青 壮 年 部	16	大 崎 園 芸 生 産 組 合	5
集 落 組 織	38集落	高 松 紋 平 柿 生 産 組 合	67
生 産 組 合	551	高 松 ぶ どう 生 産 組 合	46
J A石川かほく集落営農組織連絡協議会	38組織	石 川 か ほ く 長 い も 部 会	18
津 幡 町 河 北 潟 生 産 組 合	87	J A 石 川 か ほ く 白 ね ぎ 部 会	4
か ほ く 市 河 北 潟 生 産 組 合	50	J A 石 川 か ほ く か ぼ ち ゃ 部 会	19
内 灘 町 河 北 潟 生 産 組 合	76	共 済 友 の 会	352
河 北 潟 酪 農 組 合	10	年 金 友 の 会	5,304
石 川 か ほ く 花 卉 部 会	9	に っ こ り 百 彩 会	51
津 幡 ま こ も 生 産 組 合	5	産 直 会 員	263

5. 地 区



主要施設名

- | | |
|---|----------------------|
| ① 内灘支店 | ⑥ 宇ノ気支店 (ATM) |
| ② 本店総務部・金融共済部・監査室
津幡支店 (ATM) | ⑦ 配送センター |
| ③ 津幡セルフ給油所 | ⑧ 宇ノ気給油所 |
| ④ 津幡東支店 | ⑨ 高松支店 (ATM) |
| ⑤ 分店 営農部・経済部
JAグリーンかほく
LPガスセンター
農機センター
自動車センター | ⑩ ほのぼのヘルプ |
| | ⑪ ほのぼのデイサービス |
| | ○ 町役場所在地 |
| | ◎ 市役所所在地 |

6. 沿革・歩み

平成6年4月に、内灘、津幡、中条、宇ノ気、七塚、高松の6JAが合併し、石川かほく農業協同組合が誕生しました。平成8年4月にはJA津幡中央が合併し、河北郡市一円のJAとなりました。農業関連において、平成11年度に東部育苗センター、平成12年度に北部育苗センターを新築し、生活関連では、平成8年度に旅行センター、平成12年度には訪問介護事業所を開設しました。また、平成12年度には支店機能の再編（5基幹支店、1支店、14店）を実施いたしました。

さらに、JAバンク基本方針に基づく体制整備指針や経済事業改革指針等を受け、平成18年4月には、新本店を取得し、監査室・共済部を分店から移転統合し、本店機能を充実させました。また平成19年1月には支店・店を再編し、内灘・津幡・津幡東・宇ノ気・高松の5支店制へと店舗再編を実施しました。

これらの再編に併せ、平成19年11月にセルフ給油所、平成20年4月には生産資材及び農産物販売拠点として、JAグリーンかほく（生産者直売所「そくさいかん」併設）など経済拠点施設整備のハード面での取り組みを終え、またソフト面においても、担い手専任担当部署、お客様係りや営農経済渉外係りの設置などの体制を整備し、JA石川かほくの組織・経営・事業基盤の整備を実施しました。

また、旅行事業においては、旅行者ニーズの多様化、旅行業の業態変革等により、平成8年以来ご利用いただいた旅行センターを平成20年度末をもって閉店いたしました。

平成21年度には業務の効率化を目的に福祉課（ほのぼのヘルプ）を旧井上店へ移転いたしました。

平成23年2月には、管内農業の持続的発展のため、子会社「株式会社JAアグリサポートかほく」を設立しました。

平成23年3月には、JA利用者への還元を目的としたJAポイントサービスを開始し、平成24年4月からは還元メニューを設け、サービスの本格稼働を行いました。7月にはJAグリーンかほくをリニューアルオープンし、産直売り場の拡大を行いました。

平成25年6月にはほのぼのヘルプの新規事業として、24時間対応の定期巡回・随時訪問型訪問介護看護サービスを開始いたしました。また、10月に行われた笑顔ほくほく秋祭りにおいて、当JAイメージキャラクター「ほくの里」を発表。2月には、設立20周年記念式典及び、記念講演会を開催いたしました。

農政改革により変革期を迎えた農業環境・情勢に対応する為、平成26年度には地域農業振興計画を策定し、当JA管内の農業振興と発展に向け、地域農業推進大会、JA石川かほく米555共励会を開催するとともに平成29年3月には「集落組織連絡協議会」を設立しました。また、同年4月には、通所介護事業として「ほのぼのデイサービス」を開設しました。令和元年度には、計画期間を5年間と定めた第2次地域農業振興計画、「うま味1番味我慢コンクール」の実施と「かほく米トータルコスト低減運動」の実践を掲げ、令和2年には「ほくの里ライスセンター」を稼働し、JA石川かほく米ブランド力向上に取り組んでいます。令和3年からは、経済事業の収支改善として倶利伽羅給油所を廃止、また、渉外体制を5エリアから2エリアと、支店運営体制を改革しました。令和6年からは経済事業の収支改善として、自動車センターを農機センター内に併設することで営農ワンストップ化を図り、組合員サービスの維持と経営基盤の確立に取り組んでいます。

7. 店舗等のご案内

（単位：台）

店舗・施設の名称	所在地の住所	電話番号	CD・ATM 設置台数
本 店	〒929-0326 津幡町字清水チ329	288-3331	
内 灘 支 店	〒920-0266 内灘町字大根布2丁目1	286-3636	
津 幡 支 店	〒929-0326 津幡町字清水チ329	289-2111	1
津 幡 東 支 店	〒929-0456 津幡町字七黒チ25	288-1116	
宇 ノ 気 支 店	〒929-1125 かほく市宇野気チ75	283-1122	1
高 松 支 店	〒929-1215 かほく市高松オ32-1	281-1181	1

店舗外CD・ATM 設置場所	所在地の住所	CD・ATM の区別	営業日（平日・土・日）
内 灘 町 役 場	〒920-0292 内灘町字大学1丁目2-1	A T M	平日・土・日
イ オ ン か ほ く 店	〒929-1198 かほく市内日角ター25	A T M	平日・土・日
A コ ー プ 津 幡 店	〒929-0325 津幡町字加賀爪ハ99	A T M	平日・土・日

ディスクロージャー開示項目対比掲載ページ

<概況及び組織に関する事項>

1. 業務の運営の組織…………… 67～70
2. 理事及び監事の氏名及び役職名……………68
3. 事務所の名称及び所在地……………70

<主要な業務の内容>

4. 主要な業務の内容……………15

<主要な業務に関する事項>

5. 直近の事業年度における事業の概要……………6～9
6. 直近の5事業年度における主要な業務の
状況を示す指標……………33
7. 直近の2事業年度における主要な事業の
状況を示す指標
 - ① 主要な業務の状況を示す指標
 - a. 事業粗利益及び事業粗利益率……………34
 - b. 資金運用収支、役務取引等収支及び
その他事業収支……………34
 - c. 資金運用勘定並びに資金調達勘定平均
残高、利息、利回り及び総資金利ざや……………34
 - d. 受取利息及び支払利息の増減……………34
 - e. 総資産経常利益率及び資本経常利益率……………46
 - f. 総資産当期純利益率及び資本当期
純利益率……………46
 - ② 貯金に関する指標
 - a. 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金、
その他の貯金の平均残高……………35
 - b. 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及び
その他の区分ごとの定期貯金の残高……………35
 - ③ 貸出金等に関する指標
 - a. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び
割引手形の平均残高……………35
 - b. 固定金利及び変動金利の区分ごとの
貸出金の残高……………35
 - c. 担保の種類別の貸出金残高及び債務
保証見返額……………36
 - d. 使途別の貸出金残高……………36
 - e. 主要な農業関係の貸出実績……………37
 - f. 業種別の貸出金残高及び当該貸出金
残高の貸出金の総額に対する割合……………37

- g. 貯貸率の期末値及び期中平均値……………46

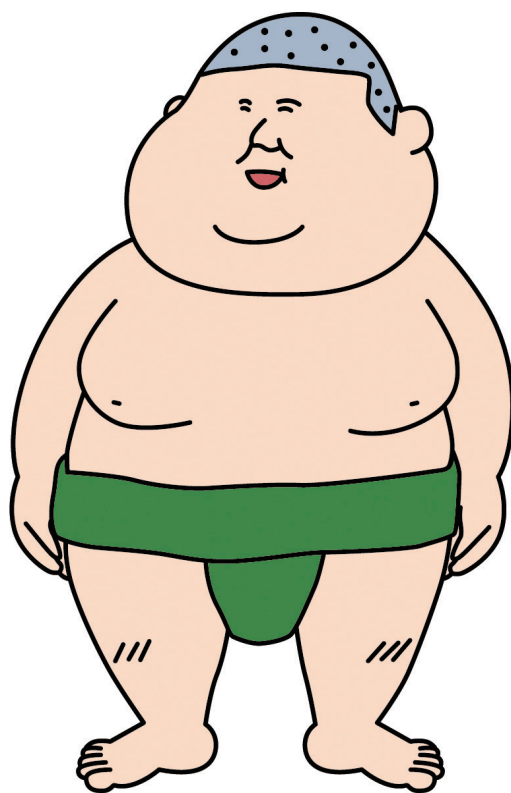
- ④ 有価証券に関する指標……………
 - a. 商品有価証券の種類別の平均残高該当なし
 - b. 有価証券の種類別の残存期間別の残高……………41
 - c. 有価証券の種類別の平均残高……………40
 - d. 貯証率の期末値及び期中平均値……………46

<業務の運営に関する事項>

8. リスク管理の体制…………… 11～12
9. 法令遵守の体制……………13
10. 中小企業の経営の改善及び地域の
活性化のための取組の状況……………2～4
11. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 ……13

<直近の2事業年度における財産の状況>

12. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分
計算書…………… 16～30
13. 貸出金にかかる事項
 - ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権……………38
 - ② 危険債権……………38
 - ③ 三月以上延滞債権……………38
 - ④ 貸出条件緩和債権……………38
 - ⑤ 正常債権……………38
14. 自己資本の充実の状況 …… 47～66
15. 次に掲げるものに関する取得価額又は
契約価額、時価及び評価損益
 - ① 有価証券…………… 40～42
 - ② 金銭の信託……………42
 - ③ 金融先物取引等……………該当なし
16. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ……40
17. 貸出金償却額 ……40
18. 法第37条の2第3項の規定に基づき
会計監査人の監査を受けている旨……………33



おいらの名前は「**ほくの里**」

相撲をするかたわら、農業と地域を元気づける
ためのお手伝いをしているんだな。

将来は両国国技館の土俵に立ちたいんだな。
皆さんの期待に応えられるよう頑張るんだな。



石川かほく農業協同組合

〒929-0326 石川県河北郡津幡町字清水チ329番地
TEL.076-288-3331 FAX.076-288-7535

